

設置の趣旨等を記載した書類
(スポーツ学部 こどもスポーツ教育学科)

目 次

1. 設置の趣旨および必要性	P. 2
2. 学部・学科等の特色	P. 9
3. 学部・学科の名称および学位の名称	P. 10
4. 教育課程の編成の考え方および特色	P. 11
5. 教育方法、履修指導方法および卒業要件	P. 17
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	P. 23
7. 編入学の具体的計画	P. 23
8. 実習の具体的計画	P. 24
9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	P. 31
10. 取得可能な資格	P. 32
11. 入学者選抜の概要	P. 33
12. 教員組織の編制の考え方および特色	P. 37
13. 研究の実施についての考え方、体制、取組	P. 39
14. 施設、設備等の整備計画	P. 40
15. 管理運営および事務組織	P. 44
16. 自己点検・評価	P. 46
17. 情報の公表	P. 47
18. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 50
19. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制	P. 52

1. 設置の趣旨および必要性

1.1. 九州共立大学の建学の精神

九州共立大学の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者福原軍造が掲げた「自律処行（じりつしよぎょう）」である。昭和40（1965）年に開学した九州共立大学においても、建学の精神「自律処行」に基づき教育研究活動を行ってきた。

創設者福原軍造は、「自律処行」の「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立60周年（平成19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、福原軍造『寿詩集』（昭和52（1977）年刊行）の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州共立大学学則第1条の2においても、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。」と明示し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

1.2. 学科を設置する理由・必要性

平成18（2006）年度に設置した九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科は、現代のスポーツ活動・健康づくりに対する総合的・融合的なニーズに鑑み、生涯スポーツ社会を実現するとともに、国民の心身の健全な育成に貢献するため、新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者の養成を目的に開設し、これまで16年間に亘り、多くの卒業生を社会に送り出してきた。スポーツ学部スポーツ学科では、平成18（2006）年度の開設当初より、中学校教諭一種免許状（保健体育）および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得可能な教育課程を編成し、スポーツに関する専門的知識や技能を備えた中学校・高等学校の教員養成を行ってきた。

本学が位置する北九州市は、福岡県内では、福岡市に次いで人口が多く、令和4（2022）年3月31日現在の北九州市の人口は、931,426人（北九州市発表）であるが、令和2（2020）年国勢調査と平成27（2015）年同調査と比較すると、北九州市の人口減少率は-2.31%であり、全国2位である。北九州市は、昭和54（1979）年には、約107万人になり人口のピークを迎えたが、その後は減少に転じ、平成17（2005）年には100万人を下回り、近年では、毎年約5,000人規模で減少が続いている。

北九州市の人口減少が続く状況において、北九州市は、平成19（2007）年度より、市の基本構想、基本計画を「元気発信！北九州」プランと名付け、「人にやさしい元気な街づくり」に取り組んでいる。「元気発信！北九州」プランの基本構想では、「まちづくりは、人づくりである」という考え方のもと、「人」を最大の財産ととらえ、まちづくりの基本方針の第一に「人づくり」を掲げている。

北九州市は、「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定して、子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを行っている。同プランでは、家庭、地域、学校、企業、行政が協働して、子育て支援を行うことが必要だとし、学校においては、子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、子どもが自ら主体性をもって成長していけるよう、機能・役割の充実に努めている。

また、北九州市教育委員会は、平成21（2009）年度に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（計画期間：平成21（2009）年度～平成30（2018）年度）の成果と課題を踏まえて、今後5年間（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）の方向性を示した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を新たに策定し、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という目標を掲げ、諸施策を推進している。このプランでは、「自立し思いやりの心をもつ子ども」、「新たな価値創造に挑戦する子ども」、「本市に誇りをもつ子ども」という3つの具体的な目指す児童像を掲げている。具体的な取り組みとしては、グローバル化に対応する英語教育の充実や、近い将来に到来が予想されている超スマート社会を見据えた教育の情報化等を新たに盛り込んでいる。また、児童一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、学校・教職員と教育委員会とが、互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取り組みを進めている。

さらに、令和4（2022）年度より小学校高学年において教科担任制が導入されたが、北九州市では、これに先んじて平成30（2018）年度より、小学校外国語教育の推進や児童の体力向上等のため、中学校の英語科および保健体育科の教員を中心に、中学校の教員を小学校へ異動させて配置する、学校種を超えた人事交流を行っている。また、令和元（2019）年度からは、中学校教員が小学校に異動して学級担任をもつ「一部教科担任制」を一部の学校で導入を開始した。このように児童期・生徒期の教育の充実に力を入れている北九州市において教育研究活動を行っている本学は、地域の人材養成のニーズに応えるべく、地元の北九州市と連携、協力関係を強化していきたいと考えている。

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）においても示されているとおり、義務教育において、その目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。しかしながら、学校種を超えた人事交流を行っている北九州市では、中学校から小学校へ異動した教員の中に教育課程や児童の発達の段階等の理解に時間がかかる教員がいることや小学校の教員免許を取得していないため、担当できない授業があること等の課題を有している。

次に、北九州市におけるスポーツ振興について述べる。国においては、平成23（2011）年に「スポーツ基本法」が制定され、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成24（2012）年3月に「スポーツ基本計画」が策定された。北九州市は、同時期の平成23（2011）年9月に「北九州市スポーツ振興計画～元気発進！きたきゅうしゅうスポーツプラン～」（計画期間：平成23（2011）年度～平成30（2018）年度）を策定し、スポーツを「する」「みる」「創る・支える」の3つの目指すべき姿を指標として、関係機関団体等と連携・協力を図りながら、さまざまなスポーツ施策を実施してきたが、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化、北九州市民スポーツニーズ調査（平成27（2015）年度実施）の結果等を踏まえ、後期5年の計画を見直し、平成28（2016）年9月に「北九州市スポーツ振興計画（改訂版）」（平成28年9月）を策定した。「北九州市スポーツ振興計画」では、基本理念を「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造とスポーツを通じた元気なまちづくりの推進」と掲げ、「する人」「みる人」「創る・支える人」の3つを主軸とした目指す姿を示している。「する人」については、スポーツ実施率65%（週3日以上の実施率35%）以上、「みる人」については、スポーツ観戦率40%以上、「創る・支える人」については、総合型クラブにかかわる人（会員・指導者等）が約4,000人（約2倍）に増えることを目標として設定している。さらに、「する人」では、小学生、中学生の全国体力・運動能力の実技結果が全国平均値以上の項目の割合100%を目指すことを目標とし、これらの目標を達成すべく5つの政策を掲げている。北九州市では、5つの政策のうち、政策Ⅱ「学校体育等の連携・充実」の基本施策「子どもの健全な成長を促す学校体育の充実」のもとに子どもの体力・運動能力向上に取り組んでいる。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、平成27（2015）年度は、北九州市内の小学生、中学生の体力・運動能力は、8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ）中、1種目（50m走）のみ全国平均を上回り、その他の7種目は全国平均を下回っている状況である。北九州市の子どもの特長として、定期的に運動する子どもとしない子どもの二極化傾向があることや、子どもの運動実施頻度が全国と比較して低いことなどが指摘されている。一方、令和4（2022）年度の小学校5年生の状況を見ると、8種目のうち3種目（上体起こし、反復横とび、50m走）が全国平均を下回ったが、その他の5種目では全国平均を上回っており、過年度と比較して上向き傾向であることがわかる。北九州市が、小学生、中学生の全国体力・運動能力の実技結果において全国平均値以上の種目の割合100%を目指すことと示されている反面、それを実現するための専門的知識と技能を身に付けた小学校教員を養成する教育機関は北九州市には存在しないのが実情である。

そこで、本学スポーツ学部においてこれまで培ってきた中学校・高等学校の保健体育科教員養成を基盤に、「体育に強い」小学校教員を養成することは、北九州市が抱える課題への解決策の一翼を担うものと考えられる。これらを踏まえ、本学スポーツ学部において、小学校教員養成を主とするこどもスポーツ教育学科を新たに設置するものである。

1.3. こどもスポーツ教育学科における教育上の目的

これまで、本学スポーツ学部スポーツ学科では、現代のスポーツ活動・健康づくりに対する総合的・融合的なニーズに鑑み、生涯スポーツ社会を実現するとともに、国民の心身の健全な育成に貢献するため、新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者の養成を行ってきた。

スポーツ学部こどもスポーツ教育学科では、スポーツ学科において行ってきた人材養成の観点を踏まえつつ、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、児童期および生徒期の子どもたちが共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・支援者の養成を目的としている。加えて、家庭、地域、行政と協働して子どもの育成を支援するという視野を有して、小学校、中学校、高等学校といった組織において、多岐にわたる教育・支援に関する課題を解決しつつ活躍する職業人を養成することも求められる。

上記のような人材ニーズに応じて、このたび設置するこどもスポーツ教育学科では、以下のような人材を養成する。

- (1) 幅広い教養、ならびに実技科目で体得した知識・技能を身に付け、高度な問題解決能力を身に付けることができる教育者・支援者を養成する。
- (2) 多様な児童・生徒に対する教育に関する知見を持ち、現代社会において多岐にわたる課題を解決しつつ活躍する教育者・支援者を養成する。

上記(1)～(2)の人材養成を行うにあたり、学生に修得させたい能力は、以下の(ア)～(オ)の能力である。

(ア) 幅広い教養

教養とは、狭義には、社会において活動するのに必要な人文・社会・科学の諸分野についての知識・技能を指すが、現代の社会において活動するためには、外国語運用、情報処理等の知識・技能も必要となる。この能力は、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野にわたって体系的に把握しようとし、その把握した内容を活用できる基礎的な能力であり、外国語運用、情報処理等の知識・技能も含めたりテラシーと言えるものである。

(イ) 専門領域の知識・技能

「体育に強い」小学校教員を養成するために、教育とスポーツに関する専門領域の知識・技能や、地域や社会のために主体的に貢献できる能力を培う。

(ウ) 教育者・支援者としてのコミュニケーション能力

保護者、地域と協働して小学校、中学校・高等学校、地方自治体などといった組織において活躍するためには、コミュニケーション能力が必要となる。ここでいうコミュニケーション能力とは、口頭言語によるコミュニケーションのみを指すのではなく、情報機器等を用いたプレゼンテーション能力や文書作成能力、課題解決を他者と協働して円滑に進めるための調整能力も含むものである。

(エ) 教育・社会に関する課題に取り組むことが可能な課題発見・解決能力、論理的思考力

児童・生徒に対する教育を行うにあたって生じる課題を解決するために、その課題を適切に把握し、所属する組織の中で共有する能力が求められる。また、多様な人々と協

働して課題を発見し、適確に位置付け、解決するためには、他者が理解できるための論理を構築する能力も必要である。

(オ) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協働する力

児童・生徒に対して倫理や良心、社会のルールの重要性を指導するためには、教育者自身が高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従う心的態度を持たなければならない。学校教育法第 83 条に定めているように、大学の目的の 1 つに道徳的能力の展開について、教育者として道徳的能力をもって誠実に行動する必要があることから、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力は、学生に修得させるべき協働性の基礎となるものである。

1.4. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と養成する人材像との相関

こどもスポーツ教育学科の人材養成方針ならびに教育上の目的は上述の通りであるが、この人材養成方針、教育上の目的を踏まえ、こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように規定する。

《こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）》

こどもスポーツ教育学科は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することを目指す。この人材育成方針をもとに、以下を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与する。

- ① 学士（こどもスポーツ教育学）として相応しい幅広い教養を身に付け、児童・生徒に対する教育の専門知識とスポーツの文化を伝える技能を身に付けている（知識・技能）。
- ② 実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を用いて、職業人として適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる力を身に付けている。（思考力・判断力・表現力）。
- ③ 礼節を重んじ高い力量をもつ教育者の素養を身に付け、地域社会の中で率先して行動できる力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ④ 実践力を備えた教育者として、高い倫理性をもって自らを律し、主体的に物事を考え、自己の判断と責任を持って行動する力を身に付けている。また、地域や社会の一員として、自ら進んで他者との協働を通じ、積極的にボランティア活動等を実践し、社会貢献できる力を身に付けている（主体性・協働性・倫理性）。

上記の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、文部科学省が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定する参考指針として示した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」の

基本的な考え方に基づき、学是および人材養成ならびに教育上の目的を踏まえている。さらに、学校教育法第83条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に見える道徳的能力の展開の重要性に鑑み、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従うことを、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に取り入れている。

また、こどもスポーツ教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）についても、文部科学省が策定する参考指針の基本的な考え方に基づき、それぞれ以下のとおり方針を定める。

《こどもスポーツ教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

こどもスポーツ教育学科は、大学の教育課程編成・実施の方針（CP）に掲げる目標を達成するために、総合共通科目、専門教育科目を体系的に編成し、科目を配置する。教育内容、教育方法、教育評価については、以下のとおり方針を定める。

① 教育内容

1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目を配置し、児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化に関する幅広い知識を身に付け、教育や地域社会に貢献できる専門知識と実践力を養う科目を配置する。
2. 専門教育科目は、「学部共通科目」「児童教育科目」「スポーツ教育科目」「ゼミナール科目」「スポーツ実技科目」で区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、知識と技能を修得し、さらに両者を実践的に学修できるよう科目を配置する。児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化の理論知・実践知を身に付け、学年を重ねるにつれてそれらを応用する能力を高められるよう、必修科目と選択科目を段階的に配置する。
3. さらにゼミナール科目は、2年次より少人数クラスで展開し、4年次に卒業研究に取り組む科目として配置する。

これらの科目を通して、専門的知識・技能を身に付けるとともに、「コミュニケーション能力」、「企画・計画力」、「判断力」、「実践力」、「問題解決能力」、「倫理観」を育む。

② 教育方法

1. 主体的な学びの力を高めるためにアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を実施する。
2. 演習・実習においてはグループ学修を取り入れ、協調性を身に付けるとともに、自己および他者の課題を発見し、解決する能力を育成する教育を実施する。
3. 卒業研究は、身に付けた知識・技能・論理的思考力・分析力を活用し、主体的に研究を行い、成果が実を結ぶように個別指導を実施する。

③ 教育評価

1. 各授業は、シラバスに基づいた到達目標に対応した評価方法を導入し、厳格な成績評価によって単位を付与する。
2. 4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、総合的に評価する。

《こどもスポーツ教育学科の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）》

こどもスポーツ教育学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体験を重視する教育を通じて、児童・生徒に対する教育の専門知識などを修得する。また、入学者には次のような学力を有した人を求める。

① 知識・技能

高等学校もしくは中等教育学校の教育内容を幅広く学修しており、特に国語を通じて、読む、聞く、話す、書くという表現力、発信力、コミュニケーション能力の基礎と児童・生徒に対する教育やスポーツに関心を持っている。

② 思考力・判断力・表現力

自分自身の経験を踏まえ、自分の考えや意見を述べる力を持ち、探求心と課題解決力を持つ教育者や支援者の素養があり、そのための研究や実践に取り組み、社会で活かしたいという目的意識がある。

③ 主体性・協働性・倫理性

課外活動やボランティア活動等を通じて、よりよい社会を実現したいという気持ちを持ち、多様な人々と協働して主体的に学ぶ姿勢を身に付けており、教育現場やスポーツイベントなどに積極的にかかわろうとする意欲がある。

以上の本学科の3つのポリシーは、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することを目指すという本学科の基本理念の実現に向け、入学時から卒業後までの教育活動が一体的なものとなるように策定している。また、人材養成方針ならびに教育上の目的を踏まえて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定していることから、養成する人材像と3つのポリシー（資料1）に示すとおり相互に関連していると言える。

（資料1）は上述の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容として掲げた3点を学年別に修得すべき能力として明確にしている。その上で、必修科目および教免必修科目を卒業要件区分（総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目、自由科目）毎に整理し、科目毎の授業到達目標と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関係性を示している。

1.5. こどもスポーツ教育学科において研究対象となる中心的な学問分野

児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者の育成を主たる目的とするこどもスポーツ教育学科において、教育・研究の対象となる中心的な学問分野は、教育学関連分野、教科教育学関連分野、体育学およびスポーツ科学関連分野である。

(1) 教育学関連分野

教育制度論、教育課程論、教職概論、教育心理学等の教育研究を行い、児童・生徒の教育に関わる人材またはこどもの支援に関わる人材としての資質を向上させる。

(2) 教科教育学関連分野

小学校における国語科教育学、算数科教育学、社会科教育学、体育科教育学等の教科教育研究を行い、小学校教員としての教科授業力を高める。

(3) 体育学およびスポーツ科学関連分野

スポーツ運動学、スポーツ心理学、保健体育科教育学等の教育研究を行い、小学校教員、中学校教員、高等学校教員またはこどもの支援に関わる人材としての資質を向上させる。

2. 学部・学科等の特色

2.1. こどもスポーツ教育学科が重点的に取り組む機能

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17（2005）年 1 月）において示された「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」では、大学が併有する 7 つの機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）が挙げられた。

先に、「1.3. こどもスポーツ教育学科における教育上の目的」において、こどもスポーツ教育学科が養成すべき教育者・支援者について述べたが、当該学科が養成する人材像は、おおよそ、(1) 幅広い教養、ならびに実技科目で体得した知識・技能を身に付け、高度な問題解決能力を身に付けることができる教育者・支援者、(2) 多様な児童・生徒に対し、教育に関する知見を深め、現代社会において多岐にわたる課題を解決しつつ活躍する教育者・支援者、にまとめられる。また、「1.4. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と養成する人材像との相関」において、こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（①～④）を掲げた。

こどもスポーツ教育学科が養成する人材像、ならびに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に鑑みて、こどもスポーツ教育学科は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」における大学が併有する 7 つの機能のうち、③幅広い職業人養成を重点的に担う学科として機能別分化を図る。現在の社会状況や地域特性を勘案すると、地域・社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・支援者の養成が必要である。この教育者・支援者は、家庭、地域、行政と協働して小学校、中学校、高等学校といった組織において、多岐にわたる教育・支援に関する課題を解決しつつ活躍する職業人である。

すなわち、こどもスポーツ教育学科は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成するという特色を有する学科として位置付けられる。

2.2. こどもスポーツ教育学科とスポーツ学部スポーツ学科との関連性

このたびのスポーツ学部における組織改編は、本学スポーツ学部新たにこどもスポーツ教育学科を設置するものである。既設のスポーツ学部スポーツ学科では、国民の心身の健全な育成に貢献するスポーツ指導者ならびに健康づくり指導者の育成を養成する人材像として掲げ、スポーツ学を中心に教育研究活動を行ってきた。こどもスポーツ教育学科の設置に伴い、一学部一学科体制から一学部二学科体制へと改編することから、スポーツ学部の教育目的を「幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成する」と改め、この教育目的の下に、スポーツ学科およびこどもスポーツ教育学科の教育活動を行うものとする。

こどもスポーツ教育学科は、昨今の子どもの体力の低下や運動離れに鑑みて、自らがスポーツを行うこと、見ることに関心があり、子どもの健全な身体や健やかな心を育むことのできる教員を養成するため、スポーツ学部において取り組んできたスポーツ学を基盤としたスポーツ教育に関する教育研究を継承し、小学校教員養成を主軸としつつ、保健体育科の中学校教員養成および高等学校教員養成課程をも有する学科として新たに設置するものである。

3. 学部・学科の名称および学位の名称

3.1. 学部、学科の名称

上述した学科設置の趣旨ならびに人材養成の方針および教育研究上の目的を踏まえ、このたび設置する学科の名称を「こどもスポーツ教育学科」とする。

こどもスポーツ教育学科の人材養成の方針・教育研究上の目的は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成することである。このような人材養成の観点とともに、現在の社会状況や地域特性を勘案して求められる観点は、地域・社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・支援者の養成である。この教育者・支援者は、家庭、地域、行政と協働して小学校、中学校、高等学校といった組織において、多岐にわたる教育・支援に関する課題を解決しつつ活躍する職業人である。そこで、職業人としてこどもの教育や支援に携わり、スポーツの振興に寄与できる人材を養成するという観点を重視して、新学科の名称を「こどもスポーツ教育学科」とする。

3.2. 学位の名称

本学スポーツ学科は、現代のスポーツ活動・健康づくりに対する総合的・融合的なニーズに鑑み、生涯スポーツ社会を実現し、国民の心身の健全な育成に貢献するため、新しいタイプのスポーツ指導者・健康づくり指導者の養成を目的に設置した。スポーツ学部スポーツ学科では、スポーツ活動ならびに健康づくりを対象とした学問領域を学部学科の名称に反映させたことを踏まえ、授与する学位の名称を「学士（スポーツ学）」とした。

このたび新設するこどもスポーツ教育学科は、スポーツ学部スポーツ学科が設置当初より行ってきた教員養成、およびスポーツの文化に関する教育研究を継承しつつ、地域社会のニーズに応えるため、新たに小学校教員養成課程を有する学科として設置する。したがって、こどもスポーツ教育学科では、教育学関連分野、教科教育学関連分野、体育学およびスポーツ科学関連分野を、児童・生徒に対する教育の観点から探究する学科であることに鑑み、付与する専門分野の名称を「こどもスポーツ教育学」とし、授与する学位を「学士（こどもスポーツ教育学）」とする。

4. 教育課程の編成の考え方および特色

4.1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程編成

こどもスポーツ教育学科は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成するという目的を達成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程を編成する。

本学の教育課程は、〈総合共通科目〉〈留学生特別科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉の科目区分から成る（以下、本文中の科目区分の名称を〈 〉で示す）。このうち、〈総合共通科目〉〈留学生特別科目〉〈自由選択科目〉の3科目区分は、基本的に全学共通の科目によって編成されており、各学科の教育課程の特徴は、主に〈専門教育科目〉に現れる。この〈専門教育科目〉とともに、〈総合共通科目〉に配置する諸科目も、本学の学生として学修すべき科目が配置されており、こどもスポーツ教育学科の教育課程においても重視すべき科目区分である。こどもスポーツ教育学科では、教育研究上の目的を達成するため、〈総合共通科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉の科目区分を構成し、スポーツの文化に関する幅広い知識を教育や地域社会に貢献できる児童・生徒に対する教育を基盤とした専門知識と実践力を養成する科目を順次的に配置する。また、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（保健体育）および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得するために、〈専門教育科目〉を〈学部共通科目〉〈児童教育科目〉〈スポーツ教育科目〉〈ゼミナール科目〉〈スポーツ実技科目〉に区分し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、知識と技能を修得するとともに、これらを実践的に学修可能な科目配置とする。このように、こどもスポーツ教育学科の教育課程における科目区分は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容に定める方針に基づき構成する。さらに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を見据え、全授業科目に係る体系的・有機的連携を明確化し、体系的な履修を促すため、履修系統図である「カリキュラムツリー」（資料 2）を策定している。加えて、学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を明確にするため「カリキュラムマップ」（資料 3）を策定している。

4.2. 科目区分の設定とその理由

こどもスポーツ教育学科の教育課程は、大きく、〈総合共通科目〉〈留学生特別科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉〈自由科目〉の科目区分から成る。このうち、〈総合共通科目〉〈留学生特別科目〉の2科目区分は、基本的に全学共通の科目が配置されており、〈専門教育科目〉は、各学科の専門教育に係る科目が配置され、〈自由選択科目〉は、教職の基礎的理解等に係る科目が配置されている。また、〈自由科目〉は、学生の進路に応じた専門的科目が配置されている。この科目区分、ならびに、下位区分を図示すると、表1のようになる。

表1 こどもスポーツ教育学科の科目区分

科目区分		
総合共通科目	教養教育科目	文化・芸術領域 歴史・社会領域 人間・環境領域
	言語・異文化理解科目	
	情報教育科目	
	キャリア教育科目	キャリアデザイン領域 キャリア発展領域
留学生特別科目		
専門教育科目	学部共通科目	
	児童教育科目	
	スポーツ教育科目	
	ゼミナール科目	
	スポーツ実技科目	
自由選択科目		
自由科目		

〈総合共通科目〉は、基本的に全学で開講する科目であり、本学の学生全員が受講することが可能な科目である。共通教育において学修すべき学的領域は、教養のみに留まるものではなく、キャリア教育に資する科目をも含むものである。また、教養に関して言えば、教養は、狭義には、現代社会において活動するのに必要な人文・社会・科学の諸分野についての知識・技能を指すと言える。しかし、現代の社会において活動するためには、外国語運用や情報処理等の知識・技能も必要となる。教養は、高等教育を受けた者が持つべき、人文・社会・科学の幅広い分野にわたって体系的に把握しようとし、その把握した内容を活用できる基礎的な能力である。そこで、本学の学生が修得すべきこれらの科目を〈総合共通科目〉として配置した。

〈総合共通科目〉は、〈教養教育科目〉〈言語・異文化理解科目〉〈情報教育科目〉〈キャリア教育科目〉から成る。さらに、〈教養教育科目〉は、〈文化・芸術領域〉〈歴史・社会領域〉〈人間・環境領域〉の3領域から成り、〈キャリア教育科目〉は〈キャリアデザイン領域〉〈キャリア発展領域〉から成る。

〈留学生特別科目〉は、外国人留学生のみを対象とした科目区分であり、日本語能力の向上や日本の文化・社会の理解のために配置する。

〈専門教育科目〉は、こどもスポーツ教育学科の専門分野に直接関わる領域を〈学部共通科目〉〈児童教育科目〉〈スポーツ教育科目〉〈ゼミナール科目〉〈スポーツ実技科目〉

の5つの科目区分に分けて設定する。これらの科目区分は、こどもスポーツ教育学科の設置の趣旨、教育理念および養成する人材像をもとに、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を身に付けるために修得すべき必要な科目、および、教員免許状を取得するために必要不可欠な専門科目を体系的、かつ系統的に配置している。

〈自由選択科目〉は、教育者にとって基盤となる教育の基礎的理解に関する科目等を配置する。

〈自由科目〉は、教職課程関連科目として、中学校および高等学校の教員を目指す学生に対し、より専門的な科目を配置している。また、K-CIP 関連科目として、公務員採用試験等に関する対策科目を配置している。

このように、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する人材を養成するという方針のもとに、〈総合共通科目〉〈留学生特別科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉〈自由科目〉を体系的に配置した教育課程を編成する。

4.3. 各科目区分の科目構成とその理由

こどもスポーツ教育学科の〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉〈児童教育科目〉〈スポーツ教育科目〉〈ゼミナール科目〉〈スポーツ実技科目〉によって構成する。以下、各科目区分の科目構成とその理由について述べる。

〈学部共通科目〉は、スポーツ学部のこどもスポーツ教育学科とスポーツ学科に在籍する学生が受講できる科目である。スポーツ学部の教育目的である「幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えたリーダーシップの取れる人材を養成する」ことを達成するという観点から、子どもの発達やスポーツに携わる教育者や支援者、スポーツ指導者等に必要となるスポーツ学に関する基礎的な内容の科目を11科目配置する。

〈児童教育科目〉は、小学校教諭一種免許状の取得に必要な教育職員免許法施行規則に定める科目区分のうち、「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の科目を配置する。

〈スポーツ教育科目〉は、中等教育における保健体育科教員に必要なマネジメント力や指導力・対応力を身に付けるための科目を配置する。

〈ゼミナール科目〉は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と「キャリア発展ゼミナール」で構成する。2年次前期開講科目「ゼミナールⅠ」は、情報収集の実践に重点を置き、2年次後期開講科目「ゼミナールⅡ」は、多面的な情報収集の手法の習得、要約・分析の実践に重点を置く。3年次開講科目「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」においては、グループで情報収集・要約・分析、発表を行うことに重点を置く。「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」は、教育者・支援者として必要な課題発見力、論理的思考力、主体性・協働性およびコミュニケーション力等の知識とスキルを高めることを目指した科目であり、同一科目の複数開講となるが、組織的、均一的に授業運営がなされる。4年次開講科目である「キャリア発展ゼミナール」は、〈総合共通科目〉の〈キャリア教育科目〉〈キャリア

デザイン領域)に配置している演習科目「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」で学修した内容と、〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉に配置している演習科目「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容を統合した科目であり、担当教員の指導を受けながら4年次で学修する内容を学修ポートフォリオとしてまとめるとともに、卒業研究を作成する。担当教員は、担当する学生のこれまでの学修ポートフォリオを参照して、学生の学修内容に適した卒業研究の指導を行い、こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の実現を図る。

〈スポーツ実技科目〉は、教育職員免許法施行規則に定める科目区分のうち、「教科に関する専門的事項」における体育実技の科目を配置する。

以上のように、こどもスポーツ教育学科では、〈専門教育科目〉を5つに区分してそれぞれ科目構成することにより、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、児童・生徒に対する教育およびスポーツ文化の理論知・実践知を身に付け、学年を重ねるにつれてそれらを活用する能力を高められるよう、必修科目と選択科目を段階的に配置する。

4.4. 新学科設置の趣旨ならびに新学科の特色を実現するための科目の対応関係

こどもスポーツ教育学科では、学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の実現に向けて児童・生徒に対する教育とスポーツの文化というこの2つの視点を明確化し、かつ有機的に働く教育課程を編成する。こどもスポーツ教育学科の教育方針の特色は、「2.1. こどもスポーツ教育学科が重点的に取り組む機能」で述べたように、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17(2005)年1月)で示された大学の7つの主な機能のうち、特に「幅広い職業人養成」を重点的に担い、教育者・支援者の養成に主軸を置いた学科として、社会的貢献機能のうち、地域教育の振興と人材養成への貢献につながる機能を果たすこととしている。

すなわち、「幅広い職業人養成」については、本学科の目的である、家庭、地域、行政と協働して小学校・中学校・高等学校、地方自治体、福祉施設などといった組織において、多岐にわたる教育に関する課題を解決しつつ活躍する職業人の養成を意図したものであり、本学科が掲げる人材像を養成するために、養成する人材像と4年間の教育課程全体とを関連付け、包括的かつ体系的に教育課程を編成する。

4.5. 必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由

こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の実現を図るため、以下の基本的な考えに基づいて必修科目・選択科目・自由科目を設ける。こどもスポーツ教育学科では、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(保健体育)および高等学校教諭一種免許状(保健体育)を取得できるように教育課程を編成する。

〈総合共通科目〉では、〈言語・異文化理解科目〉に配置する「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」の2科目と〈情報教育科目〉に配置する「データサイエンス入門」「情報処理演習Ⅰ」の2科目、〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の3科目を必修科目として設定し、〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉に配置する「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」の4科目を選択科目として設定し、自由科目として「キャリア基礎演習Ⅳ」～「キャリア基礎演習Ⅵ」の3科目を設定する。

習Ⅲ」の3科目、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の2科目の合計9科目を必修科目とする。

「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」は、グローバル社会への対応力として必要不可欠な言語表現力を身に付けるため、「データサイエンス入門」「情報処理演習Ⅰ」は、近年急速に進む高度情報化に対応できる情報技術を身に付けることを目的として、それぞれ必修科目とする。

「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の3科目は、学修ポートフォリオを作成して担当教員と学修状況を共有しながら学生自身の学びの深化を把握することを可能にする科目であり、修学支援の観点からも全学生を対象に実施する。「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」は、将来のキャリアに関する意識の醸成および就職までのプロセスの明確化を図るために必要となる科目である。

上述した9科目以外の科目は選択科目とする。これらの選択科目は、基礎学力を培い主体的な学修を促すとともに、幅広い教養とこれからの Society5.0 の社会で生き抜くために必要な基礎的知識・ICT 活用能力を身に付けて社会に貢献できる人材養成を図る観点から科目を配置し、学生が自らの関心をもって選択できるよう構成している。ただし、選択科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める「現代国家と法（日本国憲法）」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「情報処理演習Ⅱ」の4科目は、教員の免許状取得のための必修科目として設定し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の教育者として相応しい教養と技能を身に付けさせることを目的とする。

〈専門教育科目〉では、〈学部共通科目〉の「スポーツ指導論」、〈児童教育科目〉の「国語科教育概論（書写を含む。）」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」「体育科教育概論」、〈スポーツ教育科目〉の「スポーツ教育概論」、〈スポーツ実技科目〉の「陸上競技A」「水泳」と〈ゼミナール科目〉の「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」「キャリア発展ゼミナール」計14科目を必修科目とする。1年次後期～2年次前期に配置する「国語科教育概論（書写を含む。）」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」は、こどもスポーツ教育学科が小学校教員養成を主とする学科であることに鑑み、学校教育法施行規則に定める授業時数において特に高学年（第5学年、第6学年）の授業時数が100時間を超える国語、社会、算数、理科の4教科の基礎的知識を身に付けさせる科目である。また、1年次前期～2年次後期に配置する〈学部共通科目〉の「スポーツ指導論」、〈児童教育科目〉の「体育科教育概論」、〈スポーツ教育科目〉の「スポーツ教育概論」、〈スポーツ実技科目〉の「陸上競技A」「水泳」の5科目はスポーツの文化に関する幅広い知識を修得させるとともに小学校、中学校・高等学校（保健体育）の教育に必要な資質・能力を身に付けさせる科目である。2年次前期～3年次後期に配置する「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」および4年次通年で履修する「キャリア発展ゼミナール」は、本学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図る重要科目である。

上述した14科目以外の〈専門教育科目〉に配置する科目はすべて選択科目とする。本学科は小学校教員養成を主とする学科ではあるが、教員免許状の取得を卒業要件とはしていないことから、学生の適性に応じて履修科目を選択可能とするためである。ただし、選択科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める事項に関する科目については、教員の免許状取得のための必修科目とする。

〈自由選択科目〉では、教育職員免許法施行規則第3条から第5条に基づく教育の基礎的理解に関する科目等を配置しており、学生自身の取得希望免許に応じ履修する科目とする。〈自由科目〉では、教育課程関連科目およびK-CIP関連科目で構成する。教職課程関連科目は、教育職員免許法施行規則第4条、第5条に定める中学校および高等学校教諭（保健体育）の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに「教育実践に関する科目」を配置しており、中学校および高等学校の教員を目指す学生に、より専門的な科目を受講させる。また、K-CIP関連科目は、公務員採用試験等に関する対策科目を配置している。

4.6. 履修順序（配当年次）の考え方

こどもスポーツ教育学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる教育者・支援者を養成するため、以下に示す学年次ごとの考え方に基づいて体系的に年次配当する。

- 1年次：幅広い教養と教育者・支援者となる自覚を深めるための基礎知識の修得と目的意識の明確化
- 2年次：教育者・支援者となるための専門的知識・技能の修得と基礎的指導力の養成
- 3年次：深い専門知識の修得と教育場面や社会現場における発展・応用的実践力の養成
- 4年次：課題発見・解決能力、論理的思考力の修得と教育者・支援者となる倫理性の獲得

上述の考え方に基づいて、1年次では、講義科目を多く配置しながら、主体的・能動的な学修態度を育むため、アクティブ・ラーニングを取り入れる。2年次から3年次は、教育者・支援者となるための専門的な科目の順次性を考慮して配置し、専門的・発展的・実践的な内容の科目を講義科目、演習科目、実習科目、実技科目によって構成する。また、演習科目および実習科目では、グループ学修等を取り入れ、協調性を身に付けさせる。4年次は、「キャリア発展ゼミナール」において、学修の集大成と位置付ける卒業研究を作成し、課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けさせると同時に、教育者・支援者としての倫理性を獲得させる。

4.7. 科目の設定単位数の考え方

こどもスポーツ教育学科に配置する授業科目の単位数は、大学設置基準第21条に基づき、本学学則第22条第2項および第3項において、授業科目の単位数を以下のとおり規定している。

第 22 条

2 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の実験、実習又は実技をもって 1 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学習の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

本学学則第 22 条第 2 項および第 3 項に基づき、こどもスポーツ教育学科に配置する授業科目の単位数は、スポーツ学部履修規程第 10 条において、以下のとおり規定している。

第 10 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じて次のとおり単位を定める。ただし、1 時限（90 分）を 2 時間として計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業と 30 時間の自修をもって 1 単位とする。

(2) 総合共通科目、「K-CIP 関連科目」、「キャリアアドバンス科目」及び留学生特別科目の演習については、30 時間の授業と 15 時間の自修をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実習形式の授業については、30 時間の授業と 15 時間の自修をもって 1 単位とする。

(4) 実技科目については、30 時間の授業と 15 時間の自修をもって 1 単位とする。

(5) 一つの授業科目について、前各号の規定する授業方法のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の算定基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(6) 前各号の規程にかかわらず、卒業研究については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

5. 教育方法、履修指導方法および卒業要件

5.1. 授業の内容に応じた授業の方法

こどもスポーツ教育学科では、教育目標を十分に達成できる科目を配置し、学士課程に相応しい教育内容を提供している。1、2 年次には〈総合共通科目〉〈学部共通科目〉を配置し、基礎教育の充実を図る。また、〈専門教育科目〉は、低学年の概論的内容から高学年の専門的な内容へと体系的に配置し、科目間の関連性、順次性を確保しながら、年次進行させる。

こどもスポーツ教育学科の授業は、半期 15 回の授業を基本とするが、「キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅳ」「キャリア発展ゼミナール」「学校体験活動」「教育実習（小）」等のように、前期・後期の通年において実施する授業も配置している。

こどもスポーツ教育学科の授業形態は、講義、演習、実験・実習から構成される。講義科目は、講義室で行われるが、授業の学修成果を向上させるために、鶴鳴記念館（体育館）および実習室を使用することもある。

演習科目は、〈総合共通科目〉〈専門教育科目〉の両科目区分に配置している。〈総合共通科目〉では、〈言語・異文化理解科目〉の「海外研修」を除く 19 科目、〈情報教育科目〉に配置する「データサイエンス入門」「情報処理演習Ⅰ」～「情報処理演習Ⅲ」、〈キャリアデザイン科目〉の〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～

「キャリア基礎演習Ⅲ」および「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」、〈キャリア発展領域〉の7科目の合計35科目を演習の授業形態で実施する。これらの演習科目は基本的に講義室を使用するが、〈情報教育科目〉に配置する一部科目は、パーソナルコンピュータを設置しているパソコン教室を使用して授業を行う。〈専門教育科目〉では、〈児童教育科目〉の「国語科指導法」「社会科指導法」などの教科に関する指導法の科目や〈スポーツ教育科目〉の「学校体育指導演習」「学校保健指導演習」「ジュニアスポーツ指導演習」の3科目、〈ゼミナール科目〉の全5科目を演習科目として配置する。〈児童教育科目〉の教科に関する指導法の科目は基本的に模擬教室を使用し、〈児童教育科目〉の教科に関する指導法の科目を除く演習科目は講義室を使用する。

こどもスポーツ教育学科が開講する実験・実習科目については、実技による授業形態の科目を含む。実験・実習科目は、〈児童教育科目〉の「水泳指導法」「ダンス指導法」の2科目、〈スポーツ教育科目〉の「器械運動指導法（体づくり運動を含む。）」「陸上競技指導法」「球技指導法A」「球技指導法B」「武道指導法」の5科目、〈スポーツ実技科目〉の18科目の合計25科目である。これらの実験・実習科目は、体操場や陸上競技場、プールなどの各競技の指導に適切な施設を使用する。

また、「理科教育概論」「理科指導法」「図画工作指導法」「家庭科指導法」については、同一敷地内の九州女子大学の理科実験室、図画工作室、服飾デザイン室および食品加工実習室を共有で使用する。

5.2. 授業方法に適した学生数の設定

授業における履修者数は、講義科目について、〈総合共通科目〉は他学部・学科と共同で開講することから上限150名程度を基本とし、〈専門教育科目〉は1クラスの上限を40名程度とする。演習科目については、原則として、〈総合共通科目〉は1クラスの基準を50名程度とするが、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」は1クラス15～20名程度の少人数で実施する。〈専門教育科目〉は、1クラス50名程度とするが、「音楽科教育概論」「体育科教育概論」「理科教育概論」「理科指導法」「音楽科指導法」「図画工作指導法」「家庭科指導法」「体育科指導法」は、教育効果を高めるため原則として1クラス25名程度の2クラス開講とする。実験・実習科目については、各授業科目に応じた適切な人数をそれぞれ設定する。

5.3. 配当年次の設定

〈総合共通科目〉の〈教養教育科目〉〈言語・異文化理解科目〉〈情報教育科目〉は、おおよそ1、2年次に配置している。これらの科目の多くは、専門科目を学修するために必要となるリテラシーを修得する科目や、高校で学んだ内容を発展させた科目である。ただし、〈言語・異文化理解科目〉の「海外研修」は、外国語運用能力の修得の度合いや、海外に渡航できる学生の事情等を勘案して、1～4年次に配当している。

〈総合共通科目〉の〈キャリア教育科目〉は、おおよそ1～3年次に配置している。このうち、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」は、1～3年次に配置した科目で

あるが、これらの演習科目と〈専門教育科目〉の「ゼミナールⅠ」から「ゼミナールⅣ」にかけての2～3年次に配当した演習科目を統合したのが、4年次に配置した〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉「キャリア発展ゼミナール」である。

〈専門教育科目〉は、1～4年次に配置している。〈専門教育科目〉の配当年次は、履修の段階を考慮して配置している。〈専門教育科目〉のうち、〈学部共通科目〉は子どもの発達やスポーツに携わる者に必要となるスポーツ学に関する基礎的な科目であるため、11科目のうち7科目を1年次に配置するが、その中でも科目の順次性を踏まえ、2年次～4年次にも配置する。〈専門教育科目〉の〈児童教育科目〉は、1～4年次に配置している。おおよそ、概論の科目は1、2年次に、指導法の科目は2、3年次に配置する。また、「キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅰ」～「キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅳ」は、2年次後期から4年次に配置し、小学校教員養成に特化した科目として継続的な指導を行う。

〈専門教育科目〉の〈スポーツ教育科目〉と〈スポーツ実技科目〉は、中学校教諭一種免許状（保健体育）および高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に必要な科目を中心に1年次から3年次に配置する。

〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉は、2～4年次に配置している。先述したように、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容と〈キャリア教育科目〉の「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」を統合して4年次に配置した科目が「キャリア発展ゼミナール」である。

5.4. 卒業要件

こどもスポーツ教育学科の卒業要件単位数は、124単位以上とする。教育研究上の目的を達成できるよう、科目区分ごとに必要単位数を定める。

〈総合共通科目〉について、〈教養教育科目〉6単位以上、〈言語・異文化理解科目〉6単位以上、〈情報教育科目〉2単位以上、〈キャリア教育科目〉5単位以上を修得し、かつ、〈総合共通科目〉全体で30単位以上の単位修得が必要である。〈教養教育科目〉6単位以上の内訳として、〈文化・芸術領域〉2単位以上、〈歴史・社会領域〉2単位以上、〈人間・環境領域〉2単位以上の修得が必要であり、〈キャリア教育科目〉5単位以上は、〈キャリアデザイン領域〉から5単位以上の修得が必要である。これらの修得単位には、必修科目も含まれており、〈言語・異文化理解科目〉の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」、〈情報教育科目〉の「データサイエンス入門」「情報処理演習Ⅰ」、〈キャリア教育科目〉の〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の必修科目を修得する必要がある。

〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉6単位以上、〈児童教育科目〉22単位以上、〈スポーツ教育科目〉10単位以上、〈ゼミナール〉科目12単位、〈スポーツ実技科目〉4単位以上を修得し、かつ〈専門教育科目〉全体で60単位以上を修得することが必要である。これらの単位修得には必修科目の修得も含まれており、〈学部共通科目〉の「スポーツ指導論」、〈児童教育科目〉の「国語科教育概論（書写を含む。）」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」「体育科教育概論」、〈スポーツ教育科目〉の「スポー

ツ教育概論」、〈ゼミナール科目〉の「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」「キャリア発展ゼミナール」、〈スポーツ実技科目〉の「陸上競技A」「水泳」を修得する必要がある。

〈自由選択科目〉は、18単位以上を修得する必要がある。ただし、学生の多様な学修のニーズに応えるため、こどもスポーツ教育学科で修得した単位のうち卒業に要する単位数を超えた単位、および、〈総合共通科目〉で修得した単位のうち卒業に要する単位数を超えた単位、他学部・他学科の〈専門教育科目〉および他大学で修得した単位について、18単位を上限として〈自由選択科目〉の単位数に参入することを可能とする。

こどもスポーツ教育学科の卒業要件単位を表にまとめると、表2のとおりである。

表2 こどもスポーツ教育学科の卒業要件単位

科目区分			卒業要件単位数			
総合 共通 科目	教養教育 科目	文化・芸術領域	2単位以上	6単位以上	30単位以上	124単位 以上
		歴史・社会領域	2単位以上			
		人間・環境領域	2単位以上			
	言語・異文化理解科目		6単位以上			
	情報教育科目		2単位以上			
	キャリア教 育科目	キャリアデザイン領域	5単位	5単位以上		
キャリア発展領域						
専門 教育 科目	学部共通科目		6単位以上		60単位以上	
	児童教育科目		22単位以上			
	スポーツ教育科目		10単位以上			
	ゼミナール科目		12単位			
	スポーツ実技科目		4単位以上			
自由選択科目			18単位以上			

※自由科目は卒業要件単位に含まないため、上表に記載していない。

5.5. 卒業研究作成に関連する研究活動について

こどもスポーツ教育学科では、卒業研究の作成は、〈専門教育科目〉〈ゼミナール科目〉の「キャリア発展ゼミナール」（演習科目、通年4単位）において行う。「キャリア発展ゼミナール」は、〈総合共通科目〉の〈キャリア教育科目〉〈キャリアデザイン領域〉に配置している演習科目「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」で学修した内容と、〈専門教育科目〉〈ゼミナール科目〉の演習科目「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容を統合した科目であり、担当教員の指導を受けながら4年次で学修する内容を学修ポートフォリオとしてまとめるとともに、卒業研究を作成する。担当教員は、担当した学生の学修ポートフォリオを参照して、学生の学修内容に適した卒業研究の指導を行う。

「キャリア発展ゼミナール」での学修ポートフォリオの作成は、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」と同様、1単位に相当する。また、「キャリア発展ゼミナール」

において行う卒業研究は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容を踏まえて作成するものであり、卒業研究の作成に当たっては3単位相当であると考え。したがって、「キャリア発展ゼミナール」を4単位の科目として配置する。

5.6. 履修科目の年間登録上限の設定について

大学設置基準における適切な時間外学修の確保に基づき、履修登録単位数は、1年次および2年次は年間46単位、3年次および4年次は年間48単位を上限に設定する。この規定は、教育実習やインターンシップを始めとする学外実習科目にも適用する。この単位数については、スポーツ学部履修規程第8条に定めるところのものであり、標準とする学力を有する学生に適用するものである。なお、成績優秀な学生については、さらなる学修により学力を向上させることが可能であると判断されることから、当該履修規程には、「学長が特に認めた場合はこの限りでない」と規定しており、成績優秀者等の履修上限については46単位または48単位を超えて履修を認めることも可能であることから、学生に対しては、履修科目の年間登録上限（CAP制）の概念と根拠を明確に伝え、学生の個々の事情に合致した履修指導を行う。

5.7. 他大学における授業科目の履修について

他大学における授業科目の履修については、「福原学園内3大学単位互換制度」があり、福原学園が設置する各大学が履修可能科目を提供し、それに登録し修得することにより単位認定が可能となっている。また、本学は、平成6（1994）年に放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学で履修した科目を単位認定している。履修上限単位は、本学学則第26条第1項により60単位までと定めており、適切な履修指導体制のもとで必要に応じて履修できるように行う。

5.8. 履修指導について

1年次では入学時の新入生オリエンテーションにおいて、教務担当教員が大学の授業や単位の概念、本学が設置している学生ポータルサイトである「ユニバーサルパスポート（UNIVERSAL PASSPORT）」の利用方法および履修登録の注意点等を説明する。その後、学科において、新入学生を対象に、教育上の目的の理解を深めるとともに、仲間作り、大学生活の計画・立案、履修方法の理解と時間割作成等を目的とした研修を入学式後の4月上旬に実施する。この研修では、教務委員が「学生便覧」「履修ガイド」等に基づいて履修規程や取得可能免許・資格、履修方法等を説明し、教員全員できめ細やかな履修指導を行っている。

学生の個別履修指導としては、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「キャリア発展ゼミナール」の担当教員が、学修ポートフォリオに基づいて履修状況を把握しながら学生に助言・指導を行う。

教育職員免許状の取得に関しては、こどもスポーツ教育学科の教職担当教員と教務課員が各学期の始めに学年毎にガイダンスを開催し、単位取得状況や教員としての資質に関する自己評価を記録する履修カルテについて助言・指導を行う。学生が記録した履修カルテをもとに、4年次の「教職実践演習（小・中・高）」の担当教員が学生の教員免許状の取得に関する履修状況を総合的に評価し、指導する。

また、学年毎に教育実習内諾説明会、介護等体験説明会、教員免許申請説明会等は、各学期の冒頭ではなく、適切な時期に実施し、手続きミスが生じないよう個別に実施する。

5.9. 留学生に対する履修指導等について

本学では、学生生活に関する支援・サービスを行う事務組織としてキャリア支援課を設置し、キャリア支援課が中心となり、こどもスポーツ教育学科に入学してくる留学生の在籍管理や生活指導を行う。入学後の履修指導等については、学科の教員と教務課員が連携し、留学生の授業への出席状況、単位修得状況等をもとに、必要に応じて面談を実施する。

また、本学では、留学生の課外活動の一環として、近隣小学校での国際化教育授業への参加、地域の祭りへの参加等さまざまな交流事業を実施しているが、こどもスポーツ教育学科に入学する留学生に対しても同様の課外活動を学科の教員と連携して取り組むこととしている。

さらに、本学では学期ごとにGPAを活用した成績不振学生への個別指導を行う修学支援の実施を教職協働で組織的に行っている。また、全学年に対してオフィスアワーを設定し、学生（留学生を含む。）からの修学上の問題等についての相談に応じる体制を整えている。

5.10. 多様なメディアを利用した授業実施の取扱い

こどもスポーツ教育学科は、原則として対面授業を行う。したがって、通常は、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させることはしない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学では、令和2(2020)年度より、感染状況に応じて遠隔授業を取り入れた授業を行っている。

5.11. 履修モデル

こどもスポーツ教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、および、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、本学科学生が4年間に履修すべき科目を表にまとめ、こどもスポーツ教育学科履修モデルとして学生に示す。履修モデルは、学生が取得を目指す免許・資格の必修科目を履修するための基本的な流れを示したものである。こどもスポーツ教育学科では、小学校教諭一種免許状を取得する履修モデル（資料4）と小学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状（保健体育）・高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得する履修モデル（資料5）を示し、学生が主体的に履修計画を組み立てていくための指導を行う。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

6.1. 実施場所、実施方法

こどもスポーツ教育学科は、原則として対面授業を行う。したがって、通常は、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させることはしない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学では、令和2(2020)年度より、感染状況に応じて遠隔授業を取り入れた授業を行っている。

なお、遠隔授業の実施にあたっては、学生の通信環境の問題や遠隔授業を受講するための利用教室等の問題により、本学が設置している学生ポータルサイトである「ユニバーサルパスポート (UNIVERSAL PASSPORT)」を通じたオンデマンド型教材配信システムや動画配信システムを利用した配信型授業を実施する。

6.2. 学則における規定

多様なメディアを高度に利用して、授業の教室以外の場所での履修については、本学学則第22条の2において、以下のとおり規定している。

第22条の2 本学は、文部科学大臣が定めるところによって、第21条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

7. 編入学の具体的計画

7.1. 既修得単位の認定方法

こどもスポーツ教育学科は、編入学定員を設定していないが、定員の範囲内で編入学を認めている。編入学生が前大学等で修得した単位のうち、本学科に相当すると判定された科目の単位を本学科で認める単位として認定する。また、卒業要件124単位のうち、2年次編入は31単位、3年次編入は62単位を上限とし、既修得単位の読み替えを行うものとする。

既修得単位の認定については、編入学生が前大学等で修得した単位を、本学の開講科目に読み替える個別認定を行った後、一括認定を行う。

7.2. 履修指導の方法

編入学生の履修指導については、入学前に取得を希望する免許・資格等を確認し、学科の編入学生担当教員が履修指導方法を検討する。入学後に、編入学生ガイダンスを行い、編入学生担当教員が中心となり資格取得に向けた履修指導を行う。

7.3. 教育上の配慮、受入れ予定人数

編入学生には、編入時のガイダンスにおいて、免許・資格取得に向けた履修指導を行う。また、編入学生の履修状況については、学修ポートフォリオ等を活用し、把握するとともに、修学環境を整えるよう努める。

編入学生の受入れ予定人数は特に定めていない。定員に余裕がある場合に、編入学試験を執り行い、適切に定員管理を行いながら編入学生を受入れる。

8. 実習の具体的計画

こどもスポーツ教育学科における教育実習の具体的計画は、以下のとおりである。

8.1. 実習の目的

こどもスポーツ教育学科における教育実習（小学校・中学校・高等学校）の目的は、以下の5点である。

- ① 大学における教育・研究と、教育現場の実践と経験を通して組織化する。
- ② 教育現場の実際に触れ、教育実践を体系的・総合的に認識する。
- ③ 児童・生徒の発達を促すように、専門的知識や技能を適用する実践的能力の基礎を形成する。
- ④ 研究課題を発見し教育実践に関する創造的体験の場とする。
- ⑤ 教師としての適性を高める努力の土台を形成する。

こどもスポーツ教育学科における教育実習は、実習先の学校を理解するうえで、体験的・総合的な認識を得させる絶好の機会である。また、教育実習を通して、教育者として相応しい教養や、専門領域の知識・技能、コミュニケーション・スキル、および教育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付ける重要性を再認識することが可能となる。さらに、教育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協調して地域や社会の発展のために主体的に貢献できる実践的能力を学修することが可能である。

8.2. 実習先の確保の状況

こどもスポーツ教育学科では、教員免許状の取得に際し、教育職員免許法で定める教育実習を設定している。

確保している教育実習先は、主に本学が位置している北九州市内の小学校、中学校および系列校である自由ヶ丘高等学校に加え、近隣の折尾愛真高等学校、星琳高等学校である。教育実習生は原則学生自身が卒業した母校において教育実習を行うが、福岡県以外の都道府県出身者が教育実習を行う場合が遠隔地に該当する。その場合、実家から実習校に通うことになるため、特段問題はない。なお、利便性が悪い場所での実習では、実習先および保護者の同意（保険等の写しや同意書等の提出）のうえ、車両の使用を認める。教育実習生の多くは、小学校および中学校・高等学校の教員免許を取得するため、3週間以上の小学校および中学校での教育実習を中心に行う。教育実習に係る各学校の受入れ可能人数に

については、毎年北九州市教育委員会および関係部局との協議・調整のうえで人数が確定されるため、教育実習予定学生に対して十分な受入れ先が確保できる。

また、本学の学生のうち九州各県出身者が82%（うち福岡県出身者が占める割合は全体の約52%）、中国・四国地区出身者が14%、それ以外が4%である。

表3 実習先の学校の確保状況

免許・資格	実習先	実習先、受入れ人数等
小学校教諭一種免許状	北九州市 教育委員会	学校数：128校 1,896クラス
中学校教諭一種免許状（保健体育）	北九州市 教育委員会	学校数：62校 789クラス
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	北九州市 教育委員会	学校数：1校
	私立 高等学校	学校数：3校 自由ヶ丘高等学校 受入人数5名 折尾愛真高等学校 受入人数5名 星琳高等学校 受入人数5名

8.3. 実習先との契約内容

教育実習開始の約1年前に教育実習受入れ先からの内諾を得た後、教育実習生の受入れについて依頼を行う。教育実習の内容について教育実習先の理解を得たうえで、教育実習開始前までに教育実習に関する事務手続きを行う。教育実習にあたっては、教育実習中に知り得た個人情報など漏洩防止を図るため、「教育実習に関する誓約書」を教育実習校へ実習直前に提出させる。誓約事項として、以下の5点を掲げる。

- ① 貴校の方針と指導に従い、正常な教育活動を妨げないよう努めます。
- ② 教育実習中知り得た秘密がある場合、実習中及び実習終了後においても一切外部に漏らしません。また、学校で認められた場合を除き、HPやSNS等に教育実習に関わる情報を発信しません。
- ③ 実習校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為や言動は一切行いません。
- ④ 実習期間中は、実習校の職員サービス規定に従います。
- ⑤ 学校の教育上重大な支障があると認められ、校長から教育実習の中止を命じられた場合、意義を申しません。

8.4. 実習水準の確保の方策

本学学生が教育実習に出向くための要件は以下のとおりである。

(1) 教育実習要件（小学校）

こどもスポーツ教育学科で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習（小）」「教育実習事前事後指導（小）」および「教職実践演習（小・中・高）」を履修することができない。

- ①体育実技科目は、2年次終了までに6単位以上修得済みであること。ただし、体育実技6単位の中には「九州共立大学教職課程履修規程」別表カ（教科に関する専門的事項）に定める教免必修科目の体育実技科目の中から修得していなければならない。
- ②「教職論」「教育原論」「国語科教育概論」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」「体育科教育概論」「音楽科教育概論」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。
なお、「教育心理学」「教育制度論」「特別支援教育概論」については、いずれか2単位、「国語科指導法（書写を含む。）」「算数科指導法」「理科指導法」「図画工作指導法」については、いずれか4単位、履修していなければならない。
- ③3年前期の「教育実習事前事後指導（小）」に関連する教育実習の事前事後指導を2年後期から受けていること。
- ④学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

(2) 教育実習要件（中学校、高等学校）

こどもスポーツ教育学科で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ（中・高）」「教育実習Ⅱ（中・高）」「教育実習事前事後指導（中・高）」および「教職実践演習（小・中・高）」を履修することができない。

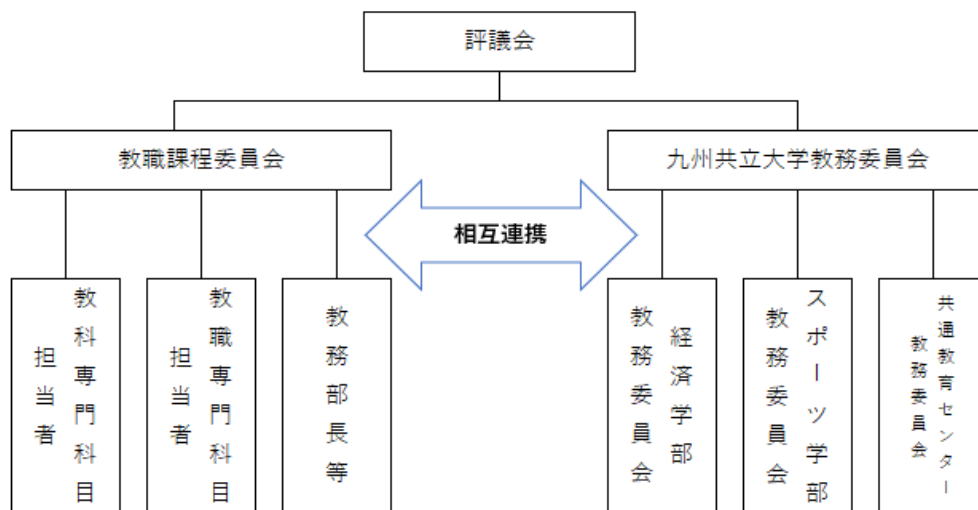
- ①体育実技科目は、3年次終了までに10単位以上修得済みであること。ただし、体育実技10単位の中には「九州共立大学教職課程履修規程」別表オ（教科に関する専門的事項）に定める教免必修科目の体育実技科目を全て修得していなければならない。
- ②「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程論」「特別活動・総合的な学習の時間指導法」「特別支援教育概論」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「道徳教育指導法（※中学校で実習を希望する者）」「教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）」「生徒・進路指導論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。
なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。
- ③4年前期の「教育実習事前事後指導（中・高）」に関連する教育実習の事前事後指導を3年後期に受けていること。
- ④学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

8.5. 実習先との連携体制

(1) 実習先との実習前協議、実習実施時の連絡体制および実習における指導の方針

教育実習に関する基本方針の策定、教育実習校訪問担当者等に関しては、九州共立大学教職課程委員会で審議のうえ決定している。教職課程委員会における運営事項については以下のとおりである。

- ① 全学的な教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事項
- ② 教職課程に係る教育課程の編成及び教員組織に関する事項
- ③ 学生の教育実習等に関する事項
- ④ 教職課程の学生に係る学修成果の集約、分析及び公開に関する事項
- ⑤ 教職課程に係る情報公開に関する事項
- ⑥ 教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等に関する事項
- ⑦ 教職課程に係るFD・SDに関する事項
- ⑧ 教職課程に係る自己点検・評価に関する事項
- ⑨ その他教職課程に関する事項



(2) 大学外の関係機関（例：都道府県および市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

① 委員会の名称

北九州地区大学教育実習連絡協議会

② 委員会の構成員（役職・人数など）

福岡県内および下関地区の大学、短期大学ならびに北九州市教育委員会で構成される。加盟大学は、26大学であり、本学もその組織の構成員である。

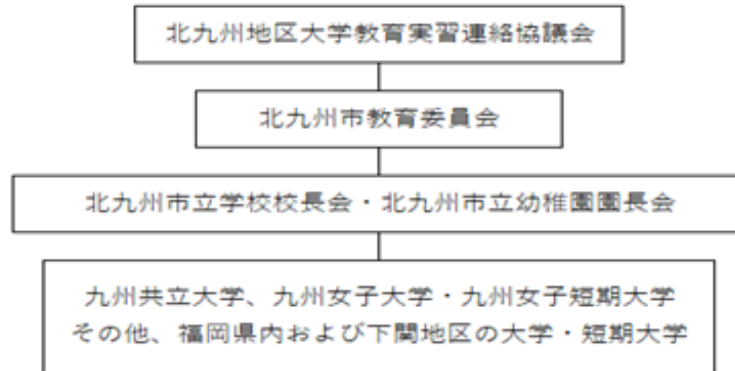
③ 委員会の運営方法

北九州地区大学教育実習連絡協議会は、年に一度、各大学の教育実習が終了した12月に開催され、当該年度に生じた教育実習に関する課題点・問題点について共有する。

また、北九州市立学校の校長会も本協議会に参加し、教育実習のあり方について学校長の立場から助言が行われる。

北九州地区大学教育実習連絡協議会への本学側の出席は、教職課程委員会委員と教務課員で出席し、協議結果を教職課程委員会や事務局の会議の場で報告し、教職員間で問題意識の共有を図っている。

【委員会の組織図】



8.6. 実習前の準備状況

(1) 実習前の準備状況

①感染予防対策

新型コロナウイルス感染症に対しては、検温、手洗い、手指消毒、マスク着用、健康観察記録など日常の感染予防対策に関する指導の徹底を図るとともに、教育実習校の要請等を十分に踏まえた対応を図る。

②事故発生時の対応

万が一、事故が発生した場合には、速やかに教育実習校の教育実習担当教員および管理職に報告し、その指導の下に対応する。学生は教育実習校の教育実習指導者とともに生徒の状況を把握し、安全な状態を確保するよう適切な対応を行う。

③保険等への加入

入学時から公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険(学研災)ならびに学研災付帯賠償責任保険(学研賠)に加入する。当該保険は、学生が対象者または教育実習受入れ先の備品等に損害を与えた場合や学生自身が受けた教育実習中の事故による被害、移動中の事故に適用される。

(2) 守秘義務、SNS の利用

教育実習へ出向く前の事前指導において、実習校で知り得た情報を実習中、実習後においても一切漏らしてはならないことを、3 年前期および 4 年次前期の教職課程ガイダンスをはじめ、授業中にも「教育実習の手引」を活用し折に触れ指導する。教育実習の承諾書を正式に取り交わす当該年度の 4 月には、承諾書と併せて「教育実習に関する誓約書」を実習校へ提出させ、誓約書の誓約事項の中に、「教育実習中知り得た秘密がある場合、実習中および実習終了後においても一切外部に漏らしません。また、学校で認められた場合を除き、HP や SNS 等に教育実習に関わる情報を発信しません。」と記し、署名を求める。

現代の小学生はスマートフォンを巧みに操作し、興味のある事項に関しては即座にインターネットで検索する。教育実習生として学校に出向いた初日は児童・生徒が実習生の名前を検索して情報を得る時代であるため、自身のフェイスブックやインスタグラムにおける投稿は閲覧できない設定にするよう指導する。

8.7. 事前・事後における指導計画

小学校における教育実習は3年後期に3週間以上、中学校および高等学校における教育実習は4年前期に担当しており、中学校教諭一種免許を希望する学生は3週間以上、高等学校教諭一種免許状のみを希望する学生は2週間以上の教育実習が必要となる。

事前指導は、教育実習の意義の理解、教育実習に必要な知識の習得、あわせて教育実習生としてのマナーを確認し、これまでの教職課程で学んだことを総括する。

事後指導は、教育実習での活動を振り返り、教育実習の成果をこれからの自己形成、進路にどう活かすのかを考察するレポートを作成する。

本学では、事前事後指導のうち特に事前指導に力を入れており、指導内容については以下のとおりである。

(1) 【事前指導】

① オリエンテーション（教育実習全般について）

教育実習までの具体的予定を確認し、必要な準備について各自整理をする。

② 教育実習の意義と心構え、その目標

教育実習に臨む心構えを問い直し、教師として生きていく自分を見つめ直す。

③ 教育実習における作法、礼儀、マナー等

教育実習にどのように取り組むのか、具体的なマナーや作法等を確認する。

④ 先輩からの助言と質疑応答

教育実習を体験した4年生からの助言を受け、実習のイメージを明確にする。

⑤ 学習指導案の書き方について再確認

学習指導案の書き方を再度確認し、熟知する。

⑥ 教材研究についてのポイントの再確認

教材研究についてのポイントおよび留意点を再度確認し、準備を始める。

⑦ 学校経営についてのポイントの再確認

学校経営について再度考え、学校という組織、チームの中での協働を自分なりに考える。

⑧ 学校の校務分掌体制について

教育実習生として価値ある体験をどのように持つのか、再度考える。

⑨ 教育実習生としての生徒指導のあり方

実習先でどのように生徒と関わるのか、イメージを膨らませ留意点を確認する。

⑩ 模擬授業1 場面指導（学習習慣づくりや登下校指導等）

実際に場面指導に関する模擬授業を行い自らの課題を発見する。

⑪ 模擬授業2 道徳および特別活動

実際に道徳や特別活動の模擬授業を行い自らの課題を発見する。

⑫ 模擬授業 3 学級運営

実際に学級運営に関わる模擬授業を行い自らの課題を発見する。

⑬ チーム学校

教員間や多職種との連携について具体例を参考に、教員として必要となる力を具体的に考える。

⑭ 個人面接

教育実習への準備状況を確認した上で、教育実習に対する心構えを再度確認する。

⑮ 総括～人権教育

人権について再度考え、教育実習に向かう総仕上げとする。

(2) 【事後指導】

① 教育実習振り返り

教育実習の成果をこれからの自己形成、進路にどう活かすのか考察しレポートを作成する。

8.8. 教員および助手の配置ならびに巡回指導計画

教職課程担当教員が教育実習先訪問計画書を作成し、全ての実習校を教員が訪問する。実習先の指導教諭へ実習生の実習期間中の様子、勤務状況等を聞き取り、査定授業を参観する。スポーツ学科の教育実習においては、教職課程履修者が多く教職課程担当教員だけで全ての実習校を訪問することが困難であることから、一部、当該学生のゼミ担当教員が実習校を訪問するケースがある。

新設のこどもスポーツ教育学科の教育実習においては、入学定員 50 名であることから教職課程担当教員が全ての実習校を訪問することが可能となり、査定授業終了後のアドバイスを行うなど、きめ細やかな指導を行う。

教育実習校訪問後は復命書による報告を行い、教育実習および教育実習校訪問の改善に努めるため情報を共有する。

実習校を訪問する行程については、遠隔地の場合、公共交通機関を利用することを原則とする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止等配慮を要する場合には、電話等に対応する。実習校を訪問するにあたり、事前に当該実習生と面談を行い、実習期間、教科、実習校の担当教諭、教育実習にかける思いなどを聞き取ったうえで実習校へアポイントを取り、査定授業実施日に訪問する。査定授業の実施日が教育実習校訪問を行う教員の授業日である場合はなるべく休講を避け、教職課程教員間で調整を図るが、場合によってはゼミ担当教員へ依頼する。

8.9. 実習施設における指導者の配置計画

教育実習校における実習指導教員は、所属長によって教育実習指導に当たって必要な能力をもった教員が選出される。教育実習校では、選出された実習指導教員を中心に、管理職や教務主任、教科主任等指導内容に高い見識と十分な実績をもった教員等が指導に当た

る。教育実習訪問を行う本学の教員は、実習指導教諭と情報共有を行い、教育実習の内容や状況を把握し、教育実習生に指導を行う。

8.10. 成績評価体制および単位認定方法

教育実習の評価は、学生が教育実習時に持参する「教育実習日誌」に綴じ込みの評価表により、実習指導教員が評価を行うことになる。

評価項目は、「教授活動」「生徒理解」「学力」「執務態度」「意欲」の項目ごとに割り当てられた項目にSABCDで評価を依頼し、最終的に「総合成績」をSABCDで評価する。

大学は、その評価を基に、大学での授業態度、教職に対する意欲等を総合的に判断し、以下の基準で成績評価を実施する。

表4 成績評価基準表

評価	点数
秀	100～90点
優	89～80点
良	79～70点
可	69～60点
不可	59点以下

9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

9.1. 企業実習（インターンシップ）

本学では、〈総合共通科目〉の〈キャリア教育科目〉〈キャリアデザイン領域〉に「インターンシップ(企業研修)」(選択、2単位、1～4年次配当)を配置し、企業での実習を単位として認定している。

こどもスポーツ教育学科の実習は、「8. 実習の具体的計画」で述べたように、教育実習が中心である。企業実習については、希望する学生が科目の履修を申請する。「インターンシップ(企業研修)」の概要は、次のとおりである。

「インターンシップ(企業研修)」

実習先は、本学で開拓している企業、九州インターンシップ推進協議会、北九州市および北九州商工会議所のインターンシップ事業との連携により紹介された企業において行う。本科目は、60時間の授業と30時間の自修をもって構成される。授業は実習形式とし、学外でのインターンシップに加え、学内での事前・事後指導等の授業に重点を置く。学内では、連絡や調整は事務局(キャリア支援課)、事前事後指導は教員が担当するといった教職協働による運営体制を構築して全体を把握している。インターンシップ先と連携を図りながら学生指導を行い、問題が生じた場合は迅速な対応に努めている。

成績評価体制および単位認定方法については、学生の出席状況や態度、実習先における意欲、事後レポートの内容をもとに総合的に評価したうえで、成績評価および単位認定を行う。

9.2. 海外語学研修

本学では、在学生の国際感覚と語学力を養うために、夏期・春期休業中における海外協定校への2～5週間の語学研修を行っている。語学研修は、福原学園国際交流・留学生支援室が提供する短期海外研修プログラムの参加を通して、規定の学修時間数等を満たした学生に対して、〈総合共通科目〉の〈言語・異文化理解科目〉に配置する「海外研修」の単位が認定される。

海外語学研修の研修先は、本学と協定を結んでいる海外の教育機関から確保している。福原学園が設置する国際交流・留学生支援室が、下記の海外協定校の担当者と毎年協議を行い、夏期・春期期間中の短期海外研修プログラムを企画する。短期海外研修プログラムの研修先と派遣する人数の制限は以下のとおりである。

表5 短期海外研修プログラムの研修先および派遣人数

研修先	派遣人数
アバリストウィス大学（英国）	派遣人数制限なし
フリンダース大学（オーストラリア）	派遣人数制限なし
リジャイナ大学（カナダ）	派遣人数制限なし
ユニテック工科大学（ニュージーランド）	派遣人数制限なし
大邱大学校（韓国）	派遣人数制限なし

10. 取得可能な資格

こどもスポーツ教育学科は、小学校教諭一種免許状の取得ならびに、中学校教諭一種免許状（保健体育）および高等学校教諭一種免許状（保健体育）の免許・資格を取得可能とする。こどもスポーツ教育学科において取得可能な免許・資格は表6のとおりである。

表6 取得可能資格等一覧

取得可能な免許・資格	種別	取得内容	取得条件
小学校教諭一種免許状	国家資格	資格取得	卒業要件に含まれる。なお、免許状取得が卒業要件ではない。
中学校教諭一種免許状（保健体育）	国家資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目のほか、追加して教職関連科目を履修する必要がある。なお、免許状取得が卒業要件ではない。
高等学校教諭一種免許状（保健体育）	国家資格	資格取得	
ジュニアスポーツ指導員	民間資格	受験資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで受験資格の取得が可能である。なお、資格取得が卒業要件ではない。
キャンペインストラクター	民間資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで資格の取得が可能である。なお、資格取得が卒業要件ではない。

11. 入学者選抜の概要

11.1. 入学者受入れ方針

こどもスポーツ教育学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

《こどもスポーツ教育学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）》

こどもスポーツ教育学科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体験を重視する教育を通じて、児童・生徒に対する教育の専門知識などを修得する。入学者には次のような学力を有した人を求める。

- ① 高等学校もしくは中等教育学校の教育内容を幅広く学修しており、特に国語を通じて、読む、聞く、話す、書くという表現力、発信力、コミュニケーション能力の基礎と児童・生徒に対する教育やスポーツに関心を持っている。（知識・技能）
- ② 自分自身の経験を踏まえ、自分の考えや意見を述べる力を持ち、探求心と課題解決力を持つ教育者や支援者の素養があり、そのための研究や実践に取り組み、社会で活かしたいという目的意識がある。（思考力・判断力・表現力）
- ③ 課外活動やボランティア活動等を通じて、よりよい社会を実現したいという気持ちを持ち、多様な人々と協働して主体的に学ぶ姿勢を身につけており、教育現場やスポーツイベントなどに積極的にかかわろうとする意欲がある。（主体性・協働性・倫理性）

11.2. 入学者選抜の方法・基準

こどもスポーツ教育学科における入学者の選抜方法は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別選抜により実施する。いずれの選抜方法も、本学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則り、基礎的・基本的な知識・技能の習得、課題を解決するための思考力・判断力・表現力ならびに主体的に学習に取り組む態度等を多面的・多角的に評価し、総合的な判断のもとで選抜を行う。

(1) 一般選抜

1) 一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期：募集人員9名）

一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）は、学力方式（Ⅰ期・Ⅱ期）、体力テスト方式（Ⅰ期）、レポート方式（Ⅲ期）により実施する。学力方式は、記述式による回答を求め、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、特に①（知識・技能）および、②（思考力・判断力・表現力）に重点を置き、学力試験、および、調査書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。体力テスト方式は、筆記試験では記述式による回答を求め、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、①（知識・技能）および、②（思考力・判断力・表現力）に重点を置き、学力試験、体力テストおよび調査書に記

載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。レポート方式は、課題レポート、面接、調査書および自己紹介書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。レポート方式は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、特に②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、課題レポートや面接から、①（知識・技能）についても評価するものである。一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）の試験科目は以下のとおりである。

《学力方式（Ⅰ期・Ⅱ期）》

「国語総合」100点満点、選択科目100点満点、合計2科目200点満点

選択科目は、「英語コミュニケーションⅠ」～「英語コミュニケーションⅢ」「数学Ⅰ」「数学A」いずれか1科目を選択する。

《体力テスト方式（Ⅰ期）》

「国語総合」100点満点、体力テスト100点満点、合計2科目200点満点

《レポート方式（Ⅲ期）》

課題レポートの評価、個別面接

2) 大学入学共通テスト利用（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期：募集人員4名）

大学入学共通テスト利用（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、①（知識・技能）および、②（思考力・判断力・表現力）に重点を置き、大学入学共通テストの成績、および、調査書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。大学入学共通テストの成績については、大学入学共通テストで受験した2科目の成績を以下のとおり配点し、合計200点満点により選考する。

《2科目入試：「国語」100点満点、選択科目100点満点、合計2科目200点満点》

選択科目について、大学入学共通テスト（Ⅰ期・Ⅳ期）では「英語（リスニングを含む）」「数学」の中から1科目、大学入学共通テスト（Ⅱ期）では「英語（リスニングを含む）」「地理歴史」「公民」「数学」の中から1科目、大学入学共通テスト（Ⅲ期）では「英語（リスニングを含む）」「数学」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」の中から1科目を選択する。

3) 一般選抜〔学力特待〕（Ⅰ期・Ⅱ期：募集人員2名）

一般選抜〔学力特待〕（Ⅰ期・Ⅱ期）は、記述式による回答を求め、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、①（知識・技能）および、②（思考力・判断力・表現力）に重点を置き、学力試験および調査書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。一般選抜〔学力特待〕では、国語（「国語総合（漢文を除く）」100点満点、数学（「数学Ⅰ」「数学A」）100点満点、英語（「英語コミュニケーションⅠ」～「英語コミュニケーションⅢ」）100点満点の合計300点満点により選考する。

4) 大学入学共通テスト利用〔学力特待〕（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期：募集人員4名）

大学入学共通テスト利用〔学力特待〕（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、①（知識・技能）および、

②（思考力・判断力・表現力）に重点を置き、大学入学共通テストの成績、および、調査書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。大学入学共通テストの成績については、大学入学共通テストで受験した3科目の成績を以下のとおり配点し、合計3科目により選考する。

《大学入学共通テスト〔学力特待〕（Ⅰ期・Ⅳ期）》

国語、英語（リスニングを含む）100点満点に換算

数学100点満点

《大学入学共通テスト〔学力特待〕（Ⅱ期）》

国語、英語（リスニングを含む）を100点満点に換算

選択科目（地理歴史、公民、数学の中から1科目）100点満点

《大学入学共通テスト〔学力特待〕（Ⅲ期）》

国語100点満点に換算

選択科目（英語（リスニングを含む）、地理歴史、公民、数学、理科の中から2科目）1科目につき100点満点（英語は100点満点に換算）

(2) 学校推薦型選抜

1) 学校推薦型選抜〔一般〕（Ⅰ期・Ⅱ期：募集人員15名）

学校推薦型選抜〔一般〕（Ⅰ期・Ⅱ期）は、学力方式（Ⅰ期）およびスポーツ推薦方式（Ⅰ期・Ⅱ期）により実施する。学力方式は、学力試験、面接、調査書および自己紹介書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。学力方式は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、特に①（知識・技能）に重点を置くが、学力試験や面接から②（思考力、判断力、表現力）についても評価する。スポーツ推薦方式は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、①（知識・技能）に重点を置き、実技、面接、調査書および自己紹介書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価するものである。

2) 学校推薦型選抜〔指定校〕（Ⅰ期：募集人員10名）

学校推薦型選抜〔指定校〕（Ⅰ期）は、面接、調査書および自己紹介書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。学校推薦型選抜〔指定校〕（Ⅰ期）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、特に、②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、面接や調査書から、①（知識・技能）についても評価するものである。

(3) 総合型選抜（募集人員5名）

総合型選抜は、将来の有望な人材を発掘し、育成するための重要な制度であり、レポート方式、実技方式、スポーツ特待方式により実施する。レポート方式は、課題レポート、グループディスカッションおよび調査書に記載された資格・検定の取得、生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などをもとに総合的に評価する。レポート方式は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③のうち、特に、①（知識・

技能)に重点を置くが、課題レポート、グループディスカッションおよび調査書から、②(思考力・判断力・表現力)、③(主体性・協働性・倫理性)についても評価するものである。

(4) 特別選抜

1) 社会人選抜(募集人員1名)

社会人選抜は、本学における学修に強い意志と明確な目標を持ち、入学年度の4月1日において満22歳に達し、社会人の経験を4年以上有する者を迎え入れることを目的とした制度である。社会人選抜では、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の①~③のうち、特に②(思考力・判断力・表現力)に重点を置き、小論文および個人面接をもとに総合的に評価する。

(5) その他の選抜

1) 編入学生の受入れ

他の大学を退学した者、短期大学や高等専門学校を卒業した者などで、こどもスポーツ教育学科の2年次または3年次への入学を希望する者について、入学定員・収容定員を超えない範囲で受入れる。編入学生は、入学試験委員会の意見を徴し、学長が入学を許可する。

2) 科目等履修生の受入れ

スポーツ学部の学生以外の者でこどもスポーツ教育学科の1又は複数の授業科目の履修を希望する者について、正規の学生の教育・研究に支障が出ない範囲で受入れる。履修希望者については、学長が履修を許可する。

3) 聴講生の受入れ

本学および他の大学・短期大学等に正規生として在学する者以外で、本学部の授業科目の聴講を希望する者について、正規の学生の教育・研究に支障が出ない範囲で受入れる。聴講希望者については、学長が聴講を許可する。

11.3. 入学者選抜の体制

入学者選抜については、学則により教授会として位置付けられた入学試験委員会(委員長:学長)により入学者選抜規程に基づき入学者の合否判定を公平、公正かつ適切に実施する。なお、入学者の合否判定は、学長が入学試験委員会の意見を聴いたうえで迅速に決定する。

大学入学共通テストを利用する入試以外の入試問題の作成については、入学者選抜規程に基づき、入学試験問題委員会を設置し、学力試験問題および小論文を学内担当教員が作成する。入学試験問題委員会は、問題作成のほか、問題校正、採点および成績の報告を行う。学力試験問題は、全学共通の問題を用い、小論文については、学部・学科ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえて作成する。

12. 教員組織の編制の考え方および特色

12.1. 教員の配置について

こどもスポーツ教育学科は、総合的な教養、児童・生徒に対する教育の専門知識を身に付け、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成するとともに、幅広い職業人養成についての機能を重点的に担う学科として、教育活動や社会貢献に携わる人材を養成する教育課程を、適切にかつ責任を持って企画および運営することのできる教員組織を編制する。そのために本学科は、学科長指導のもと、こどもスポーツ教育学科専任教員、他学部他学科兼任教員および他大学等兼任教員が、その固有の教育・研究能力を十分に発揮しつつ、こどもスポーツ教育学科の人材養成および教育研究上の目的の達成に向けて、有機的に協働できる教員組織編制とする。

こどもスポーツ教育学科は、専門的な知識・技能を有する教育者・支援者となるための基礎的・基盤的な教育機能を重点的に整備し、小学校・中学校・高等学校の教員の養成を目的とする学科として、専任教員を15名配置する。教育課程編成上の教員配置については、学位、教育経験、研究業績、実務経験等の教育・研究実績と担当領域や担当科目との適合性を十分検討したうえで適切に配置している。本学科は、こうした人材養成機能の実現を期するため、大学設置基準に定める専任教員数および教職課程認定基準の必要専任教員数を上回る教員を配置することで、学生教育の質を保証する。

職位別の内訳は、教授7名、准教授2名、講師6名であり、教員全体に占める教授の割合は46.6%である。学位修得状況は、博士号取得者3名、修士号取得者10名、学士号取得者2名である。

本学科の教育課程における主要科目は、〈専門教育科目〉の〈学部共通科目〉の「スポーツ指導論」、〈児童教育科目〉の「国語科教育概論（書写を含む。）」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」「体育科教育概論」「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」、〈スポーツ教育科目〉の「スポーツ教育概論」「学校体育指導演習」、〈スポーツ実技科目〉の「陸上競技A」「水泳」「バスケットボール」の15科目である。そのうち、〈児童教育科目〉の「国語科教育概論（書写を含む。）」「社会科教育概論」「算数科教育概論」「理科教育概論」「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」は、学校教育法施行規則で定める小学校の各教科等の各学年における授業時数において高学年（第5学年、第6学年）の授業時数が100時間を超える教科である。また、〈学部共通科目〉の「スポーツ指導論」、〈児童教育科目〉の「体育科教育概論」、〈スポーツ教育科目〉の「スポーツ教育概論」「学校体育指導演習」、〈スポーツ実技科目〉の「陸上競技A」「水泳」「バスケットボール」の7科目は、小学校、中学校・高等学校（保健体育）の教員として必要な知識・技能を修得するための科目である。

したがって、これらの科目については、原則として、本学科専任教員の教授または准教授が担当する。

また、主要科目のうち、〈児童教育科目〉の「体育科教育概論」、〈スポーツ教育科目〉の「スポーツ教育概論」「学校体育指導演習」、〈スポーツ実技科目〉の「バスケットボール」4科目は、それぞれ教授と講師の共同担当科目に変更する。また、一部の主要科目については、専任の講師や同一法人が設置した大学である九州女子大学の教員が

兼任することとなっているが、両者とも当該科目の内容を教授するに必要な専門性を有しており、教育の質の担保が確保できる。また、本学と九州女子大学は、同一敷地内に位置しており、講義終了後においても兼任教員の研究室を学生が訪ねることが可能であり、学生への教育指導にも不利益は生じないと判断する。さらに、本学の総合共通科目は九州女子大学との共通化を図るべく、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構を組織し、両大学の教務部の教員が参画する九州共立大学・九州女子大学教務委員会を通じ、総合共通科目の授業内容等の検討を行っている。両大学における総合共通科目については、両大学の専任教員が兼任している。加えて、日本語科目、英語科目、情報科目等については、両大学の担当教員による領域科目担当者会議において、成績評価の均一化も含め授業内容の改善に向けた検討を行っている。このように本学と九州女子大学は、教育課程編成において十分な検討体制が整えられているため、本学科の設置後においても教育課程編成を検討する教務委員会などを通じた情報共有などが可能であることから、九州女子大学の教員が本学科の科目を担当することは教育課程運営上、支障はない。

12.2. 教員組織における中心的な研究分野と研究体制

こどもスポーツ教育学科は、児童・生徒に対する教育およびスポーツの文化に関する学問領域を中心に教育研究を行う。したがって、教育研究実施組織として中心的研究分野は主に教育学関連分野、教科教育学関連分野、体育学およびスポーツ科学関連分野となる。これらの学問分野の研究を促進するための研究体制について、本学科では、教育学に関する学位を有する教員を6名配置するとともに、体育学やスポーツ科学を専門領域とする教員を4名配置することにより、教員個人およびグループでの研究活動を促進、支援する体制を構築する。さらに、本学では、教育活動に基づいた研究活動の強化を図るため、学内公募型の特別教育研究プログラムを実施するなどして研究支援に取り組んでいる。

12.3. 教員組織の年齢構成

専任教員の完成年度末における年齢構成は、70歳代3名、60歳代3名、50歳代2名、40歳代4名、30歳代3名で、職位の構成は、教授が7名、准教授が2名、講師が6名である。

教員の定年については、「福原学園就業規則」（資料7）第14条において、教授の定年を65歳、それ以外を60歳とそれぞれ定め、退職日をその年度末日と定めている。定年を超える専任教員については、「福原学園特任教員規程」（資料8）第4条および第5条に基づき、特任教員として雇用を継続する。したがって、完成年度末における年齢構成は下表のとおりであり、本学科の完成年度までに4名がこの定年年齢を超える専任教員となる。

表7 完成年度末における年齢構成表

年齢 職位	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計
教 授	—	—	1名	2名	1名 (1名)	3名 (3名)	7名 (4名)
准教授	—	2名	—	—	—	—	2名
講 師	3名	2名	1名	—	—	—	6名
合 計	3名	4名	2名	2名	1名 (1名)	3名 (3名)	15名 (4名)

※（ ）内は完成年度末までに定年年齢を超える教員の数

本学科では、学校現場等での実務経験が豊富な教員による実践的な教育の充実を図るため、学校長経験者を一定数採用する。このため、完成年度末には定年を超える専任教員の割合は26.6%になるが、定年を超える専任教員の割合がおおむね20%以内となるよう完成年度後の教員採用計画を策定する。具体的には、完成年度後に退職予定である70歳以上の専任教員3名の後任補充において、30歳代～40歳代の教員を2名以上採用する。また、教育研究活動の中心となる40歳～64歳の専任教員は全体の約半数の6～7名程度配置するとともに、実践的な教育を維持する観点から、65歳以上の専任教員は2名以内の配置とする。定年を超える専任教員が2名の場合のその割合は約15%となり、教員組織の全体的な均衡を保つことで教育研究の継続が可能であると考え。なお、定年を超える専任教員の後任補充については、福原学園大学教員人事計画委員会において採用方針を定め、年齢構成を踏まえた採用を行う。

13. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学は、学校教育法第83条に基づき、本学学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。」と定め、教育活動のみならず研究活動の促進にも重点を置いている。本学では、研究活動の活性化を図るため、毎年度、各教員へ配分される個人研究費について、平成22(2010)年度より、教員の研究業績に応じて傾斜配分を行っている。具体的には、個人研究費を基礎研究費、追加配分研究費、成果配分研究費の3区分とし、追加配分研究費および成果配分研究費において、各教員の研究成果等に鑑みて、研究費を決定する。さらに、教育の質的転換、地域発展、大学間連携等の大学改革に対する全学的・組織的取組に対する支援を強化するため、特別教育研究費を設け、重点的に配分している。

また、研究活動における研究倫理の確立と厳正な運用を行うため、平成27(2015)年度

に、「九州共立大学の研究活動における不正防止に関する規程」および「九州共立大学研究活動不正防止委員会要項」を制定のうえ、研究活動不正防止委員会を設置し、研究倫理教育を実施している。

14. 施設、設備等の整備計画

14.1. 校地、運動場の整備計画

本学の校舎等の施設については、平成 24 (2012) 年度に福原学園教育研究環境整備委員会が設置され、中・長期的な視点をもって学園設置校の施設の耐震補強および建替え計画等を年次進行で行ってきた。

委員会の検討にあたっては、平成 25 (2013) 年度に福原学園教育研究環境整備委員会九州共立大学部会が設置され、大学設置基準の必要校地・校舎面積を踏まえ、学部等の教育研究目的を達成するために必要な施設・設備等の諸条件について、大学等の意見や要望をあらかじめ確認するなど、大学等の意向が反映されるよう連携を保ち、計画的に順次整備を行ってきた。

令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在、本学の校地面積は 553,990.24 m² (うち、運動場の面積 136,313.89 m²) である。令和 4 (2022) 年 5 月現在の在学者数は 3,000 名であり、大学設置基準の 27,200 m² を十分に満たしている。また、教育施設、研究施設および厚生施設 (学部校舎、大学研究室、図書館、附属研究機関、体育館、運動場、学生の課外活動施設等) はすべて同一敷地内に設置されており、校地の複数個所に芝生広場等を設け、学生が休息できる場所やその他の利用のための適当な空き地も十分に確保されているため、この度のこどもスポーツ教育学科の設置において新たな校地、運動場の整備計画はない。

14.2. 校舎等施設の整備計画

本学は、上述したように学園の中・長期的な施設設備計画により、老朽化した学舎の解体や解体した学舎の機能移転が計画され、その代替施設として深耕館の再利用計画が検討された。

令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在、本学の校舎面積は 36,427.38 m² であり、大学設置基準面積の 15,502.30 m² を十分に満たしている。

こどもスポーツ教育学科の教育研究活動に使用する校舎は主に深耕館 (16,116.55 m² 教室数 33 室) およびスポーツ学部 A 館 (4,250.94 m² 教室数 8 室) としている。また、その他の校舎として、学思館 (4,943.16 m² 教室数 17 室) を大学全体で共用し、学生同士のグループワークや教員とのディスカッションを含むアクティブ・ラーニングを行う教室を配置している。教室形態としては、スポーツ学部 A 館に設置されているゼミ室・講義室は、1 名～50 名収容の教室が 4 室、新規にプロジェクターを整備し大人数の講義にも対応する教室として 2 室整備する。その他の施設としてスポーツ学部 B 館に設置されている講義室・実習室は、1 名～50 名収容の教室が 4 室、51 名～100 名収容の教室が 6 室、プロジェクター等が整備され

大人数の講義に対応する教室が3室ある。また、怪我からの復帰を目的としたリコンディショニングルームなど実習・演習室として7室ある。「国語科指導法」「算数科指導法」等で模擬授業を行う教室として、実際の小学校で使用している机・椅子（30台）、棚等を配した模擬教室を深耕館4階に整備する。また、深耕館5階には、各教科指導法の教室として、1人掛け用の机・椅子（新規購入26台、既設移設24台）、タブレットPC（50台）を整備する。また、多様な人々へのスポーツ支援ができる指導者を育成するため、ジュニアスポーツ指導演習等の授業においてアダプテッドスポーツを取り入れ、多様性を理解するツールとして車イスバスケット用の車イス（20台）を購入する。

また、「理科教育概論」「理科指導法」「図画工作指導法」については、同一敷地内の九州女子大学の思静館の教室等を使用し、「家庭科指導法」についても、九州女子大学の弘明館の教室等を共有で使用するが、九州女子大学事務局と連携し、教室使用の調整を行うため、教育研究活動を行ううえで支障をきたすことはない。なお、教室使用計画は、資料9のとおりである。

こどもスポーツ教育学科が主に使用する深耕館およびスポーツ学部A館には、15名の教員の研究室を確保し、スポーツ学部A館2階には、学生の休息や交流場所としてリフレッシュコーナーを設け、USBコンセント付きのハイカウンター9台にハイチェア16席を配置するほか、学科の特性に応じた書籍や雑誌を配架するブックシェルフを新たに配置する。また、3階、4階のスペースにテーブル11台、チェア34席を配置している。さらに、キャンパス内には、スポーツ学部A館前にパラソル付きのテーブルとチェア、学生食堂がある自由ヶ丘会館前に学生が充実した学生生活を過ごせるよう屋外バスケットコートが整備され、広大なキャンパスを活かした多様な交流・休息場所を提供している。

また、自由ヶ丘会館3階には、女子学生専用「さくらルーム」があり、パウダールームが併設されている。

なお、全教室で無線LAN(Wi-Fi)が利用できる環境を整備しており、学生や教員が各自のノートパソコン、タブレット端末やスマートフォンなどをネットワークに接続し利用できる体制を整えている。

14.3. 図書等の資料および図書館の整備計画

(1) 図書館施設および蔵書状況の概要

九州共立大学附属図書館はキャンパス中央に位置し、昭和50(1975)年に竣工され、鉄筋コンクリート造陸屋根5階建となっており、そのうちの2階および3階部分を図書館エリアとして割り当てている。延床面積は3,499.04㎡であり、経済学部、スポーツ学部の分野を中心に約23万冊を所蔵している。閲覧座席数は431(収容定員の16.6%)、学生の自学自習に対する施設はもとより、図書館内にゼミ室・グループ学習室を設置し、図書館の資源を活用した授業展開にも応えられる環境を整えている。平成25(2013)年度には文部科学省私立学校施設整備費補助金の採択を受け、耐震補強工事ならびに障害者対応エレベーターの設置工事を行った。令和元(2019)年度には照明器具を蛍光灯からLED灯へと取り替えを行った。最終授業終了後も学生が利用できるように、平日は20時まで開館している。

図書館内には蔵書検索（OPAC）用 PC が 3 台設置されており、卒業研究ならびにレポート作成における蔵書検索や論文検索などの目的で活用され、多様な情報入手方法の習得について、授業担当者と図書館職員が連携して取り組んでいる。さらに、映像資料については約 2,400 の教材ソフトや映像ソフトを所蔵しており、学生が DVD などを個人ブースで自由に視聴できる環境を整えている。また、電子ジャーナルは紀伊國屋書店および丸善雄松堂と契約しており、19 タイトルにアクセスすることができる。外国雑誌データベースは EBSCO 社およびユサコとの契約により収録する 3,049 タイトルの雑誌を購読することが可能である。学内研究成果については、これらを蓄積・公開する九州共立大学学術リポジトリを整備している。これら各種コンテンツは学内から容易にアクセス可能であり、教育・学修環境における利便性が保たれ、学生の学修・研究の活性化に寄与している。

他大学所有の文献および図書資料の閲覧や論文等の複写については NII（国立情報学研究所）に参加しており、各加盟間資料の複写取寄せや現物貸借が可能である。

他大学図書館との協力については、「九州地区大学図書館協議会」加盟校の学生、院生、研究者に対する図書館資料の閲覧や提供も行っている。

(2) こどもスポーツ教育学科に関する蔵書の状況および整備計画

九州共立大学附属図書館の所蔵する蔵書冊数は経済学部・スポーツ学部の分野を中心に約 23 万冊である。資料については、学部・共通教育センター教員選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、職員および非常勤教員リクエスト図書の 4 種類に分けて収集・整理している。

教育学科に関する蔵書については、教職に関する科目では 6,534 冊、教科（保健体育）に関する蔵書について、現在、中学校および高等学校の保健体育関連図書は 8,271 冊整備しており、十分な冊数がある。

しかし、本学にはこれまで初等教育の教員養成課程がなかったことから、小学校の教科に関する蔵書は 36 冊にとどまっている（合計 10,637 冊）。以下、NDC 分類コード別に冊数を示す。

教職に関する科目に該当する蔵書は、教職論・教育学(371)が 1,221 冊、教育の基礎理論に関する科目に該当する蔵書は、教育史・教育思想(372)が 733 冊、学校経営・教育制度(373/374)が 1,206 冊、発達心理学(143)が 79 冊、社会教育・生涯学習(379)が 393 冊である。教育課程及び指導法に関する科目では、教育課程・カリキュラム(375)に 2,628 冊、教育方法・教育工学(376)に 274 冊となり、これらの合計で 6,534 冊である。ただし、これらの分類には各教科の指導法、道徳教育、特別活動、ICT、教育相談、生徒指導等の図書も含まれる。

以上の状況から、今後の図書整備計画については、初等教育に関する関連図書を重点的に整備する。令和 5 年度以降の整備計画の冊数および内訳は、表 9 の通りである。開講前年度（令和 5（2023）年）から開設次年度（令和 7（2023）年）までの合計冊数は、2,580 冊となり、既存図書と合わせて、17,421 冊となる。

表8 こどもスポーツ教育学科に関する図書の冊数・種類

関連する授業科目	分野	NDC分類コード	冊数
教職に関する科目	教職論・教育学	371	1,221
教育の基礎理論に関する科目	教育史・教育思想	372	733
	学校経営・教育制度	373	536
		374	670
	発達心理学	143	79
	社会教育・生涯学習	379	393
教育過程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法、道徳教育、ICT、教育相談、生徒指導等含む)	教育課程・カリキュラム	375	2,628
	教育方法・教育工学	376	274
小計			6,534
教科(保健体育)	中学校・高等学校		8,271
小計			8,271
教科(小学校)	国語科	375.82	4
	社会科	375.312	4
		376.2	22
	図画工作科	375.72	5
	家庭科	375.52	1
小計			36
合計			14,841

表9 こどもスポーツ教育学科の図書整備計画

令和5年度 (新学科開設前年度)		令和6年度 (新学科開設初年度)		令和7年度 (新学科開設次年度)	
教科	冊数	教科	冊数	教科	冊数
国語(書写を含む。)	160冊	理科	91冊	生活	23冊
社会	245冊	図画工作	57冊	家庭科	40冊
算数	128冊	外国語	189冊	総合的な学習の指導法	18冊
体育	88冊	教職関連(外国書)	161冊	特別活動指導法	39冊
教職関連(内国書)	742冊	道徳教育論	80冊		
検定教科書	65冊	教師用指導書	61冊		
小学校参考書	326冊				
音楽	67冊				
合計	1,821冊	合計	639冊	合計	120冊

なお、こどもスポーツ教育学科設置に係る図書等については、前記のとおり開講前年度(令和5(2023)年)から開設次年度(令和7(2023)年)までに段階的に整備する予定である。

15. 管理運営および事務組織

15.1. 教授会の構成・役割

本学の教授会は、平成 27（2015）年度の学校教育法の改正を機に、学校教育法施行規則第 143 条に基づき、専門委員会の制度を取り入れた。本学には、6 種の専門委員会、すなわち、学部教育運営委員会、研究科委員会、共通教育センター教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会、入学試験委員会を設置している。

こどもスポーツ教育学科の管理運営については、スポーツ学部の学部教育運営委員会、教員人事計画委員会ならびに入学試験委員会において行う。なお、教授会の権限は、本学学則第 8 条において明確にしている。

スポーツ学部の学部教育運営委員会は、スポーツ学部にも所属する教員の教授、准教授、講師および助教で構成し、年間に 15 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 学生の卒業またはその他の学生の在籍に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育研究に関する重要な事項で教育運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

教員人事計画委員会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、共通教育センター所長、各学部から推薦された教育職員および学長が必要と認めた職員で構成し、年間に 12 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- ② 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- ③ その他、教育研究業績に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

入学試験委員会は、学長、副学長、入試広報部長、各学部長、各研究科長、共通教育センター所長、教務部長、学生支援部長、各学部・各研究科から推薦された教育職員およびその他学長が必要と認めた職員で構成し、年間に 15 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 入試の合否判定に関する事項
- ② その他の重要事項で入試委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

15.2. 教授会以外に関連する委員会等

(1) 評議会の構成・役割

本学における教授会、ならびに各種委員会の審議について、全学的調整を図る機関として評議会がある。本学の評議会は、学長直轄の組織として位置付けられ、評議会の下に各学部教授会および共通センター会議が位置付けられていたが、平成 27（2015）年度の学校教育法の改正に伴い、評議会および教授会（学部教育運営委員会、共通教育セン

ター教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会、入学試験委員会）を学長の諮問機関として位置付けることとした。評議会は、学長、副学長、学長特別補佐、各学部長、各研究科長、共通教育センター所長、教務部長、入試広報部長、学生支援部長、地域連携推進センター所長、各学科長、事務局長、九州共立大学組織規則（昭和62年学園規則第5号）第16条第2項に定める参事（部長級）、九州共立大学組織規則（昭和62年学園規則第5号）第15条に定める各課および室の課長または室長、ならびに、その他学長が必要と認めた者で構成される。評議会は、原則として月2回開催され、大学の教育・研究および運営に関する次の事項について審議し、学長の意思決定を補佐するとともに各教授会との調整機能を果たしている。

- ① 学生の入学、卒業および課程の修了またはその他学生の在籍・厚生補導および学位授与に関する事項
- ② 前号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教育運営委員会、研究科委員会、全学教育運営委員会または入学試験委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
- ③ 前号に規定する委員会のほか、教育研究に関する重要な事項で、第8条の規定に基づき設置された各委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
- ④ その他、大学の教育・研究および運営に関し、学長から諮問を受けた事項

(2) 各種委員会の役割

本学では、各種委員会として、教務委員会、入学試験企画委員会、教職課程委員会、学生支援委員会、就職委員会、紀要委員会、国際交流委員会、実験領域に関する倫理委員会、FD推進委員会、自己点検・評価委員会を設置している。平成26（2014）年度以前は、FD推進委員会、自己点検・評価委員会は、学長直轄の組織として位置付けられていたが、平成27（2015）年度の学校教育法の改正に伴い、部局長会議の下に各種委員会として位置付けられていた教務委員会、教職課程委員会、学生支援委員会、就職委員会、紀要委員会、国際交流委員会、実験領域に関する倫理委員会と併せて学長の諮問機関である評議会の下に位置付けられることとなった。このことにより、教授会と各種委員会の役割が明確となり、学長のリーダーシップの下、円滑な大学運営が可能となった。

15.3. 事務組織体制

本学の事務組織は、部局制が敷かれ、事務局、教務部、学生支援部および入試広報部の1局3部制となっており、この部局のもとに、事務局には総務課、教務部には教務課、学生支援部にはキャリア支援課、入試広報部には入試広報課を設置している。

この事務組織については、大学事務組織の責任者である事務局長のもとに組織しているが、このうち、大学の機能の核である教育、学生の厚生補導および募集広報を担う各部については、教員が部長および副部長を兼務しており、教職協働体制を採ることにより機能性を高めている。

16. 自己点検・評価

16.1. 実施体制・方法

(1) 実施体制

本学では、本学学則第2条において、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている。教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、本学学則第2条第2項の規定に基づき、九州共立大学自己点検・評価実施規程を整備しており、副学長、学長特別補佐、各学部長、各研究科長、共通教育センター所長、教務部長、入試広報部長、学生支援部長、図書館長、学術情報センター情報システム部長、地域連携推進センター所長、学習支援センター所長事務局長およびスポーツ・トレーニングセンター所長などで構成される九州共立大学自己点検・評価委員会を評議会の下に設置している。

(2) 実施方法

九州共立大学自己点検・評価委員会においては、毎年自己点検・評価報告書を作成することにより自己点検・評価に努めている。自己点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、評価項目に基づき、報告書の作成方針を定め、全学的な情報の交換および共通認識を図りながら、自己点検・評価活動や報告書を作成している。

16.2. 評価項目

現在、本学は公益財団法人日本高等教育評価機構に加盟しており、日本高等教育評価機構の大学評価において定められた以下の評価項目に基づき、自己点検・評価を実施している。

- ① 使命・目的等（使命・目的、教育目的）
- ② 学生（学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応）
- ③ 教育課程（卒業認定、教育課程、学修成果）
- ④ 教員・職員（教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援）
- ⑤ 経営・管理と財務（経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計）
- ⑥ 内部質保証（組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル）

16.3. 結果の活用および公表

毎年度作成する自己点検評価報告書については、作成段階で全教職員から意見聴取を行うなど大学全体として組織的に取り組み、自己点検・評価の結果を共有している。本学は、令和4（2022）年度に受審した認証評価の結果を受け、改善を要する点を中心に、改善策を検討のうえ、随時対応を行っている。

また、毎年度作成している自己点検評価報告書や、令和元（2019）年度に策定した福原学園第3次中期経営計画（2019年度～2023年度）および毎年度策定する事業計画や事業報告については、本学のホームページに掲載し、広く社会に公表している。

17. 情報の公表

17.1. 情報の公表の方針

本学では、学生や保護者が適切に情報を得られるようにするとともに、学校教育法で定められている目的を達成するための公的な教育機関として社会への説明責任を果たすことに努め、学校教育法第113条および学校教育法施行規則第172条の2に基づき、本学ホームページ内の「情報公開」において、「17.2. 情報の公表の内容」に示す情報を公表している。情報の公表に際しては、学生や保護者が求める情報を容易にかつ適切に得ることができるよう閲覧者の目線に立った公表を心掛けている。

本学はさらに、日本私立学校振興・共済事業団「大学ポートレート（私学版）」においても教育研究活動等の情報を公表している。その項目は、本学の特色、本学での学び、学生生活支援、進路・就職状況、様々な取組、学生情報、教員情報、基本情報となっており、「大学ポートレート（私学版）」を活用して受験生を主な対象として情報公表を行っている。

17.2. 情報の公表の内容

本学における情報の公開の内容を、

- ア 大学の教育研究上の目的および3つのポリシーに関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること
- コ その他

の10項目に分けて示すと、以下のようになる。

ア 大学の教育研究上の目的および3つのポリシーに関すること

① 教育研究上の目的

教育研究上の目的について学則を用いて掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/purpose/>
トップページ>大学紹介>情報公開>教育研究上の目的)

② 教育方針および3つのポリシー

教育方針および3つのポリシーを掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/policy/> トップページ>大学紹介>教育方針)

イ 教育研究上の基本組織に関すること

① 教育研究上の基本組織

学部、学科および事務局の組織図を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/organization/>
トップページ>大学紹介>情報公開>教育研究上の基本組織)

ウ 教員組織、教員の数ならびに各教員が保有する学位および業績に関すること

① 教員組織

九州共立大学の基本組織図を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/organization/>
トップページ>大学紹介>情報公開>教育研究上の基本組織)

② 専任教職員数

学部・学科、職位別に教員数を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/teacher/>
トップページ>大学紹介>情報公開>教員組織、教員数、各教員の学位、業績)

③ 教員の年齢構成

職位、男女別の年齢構成を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/img/introduction/information/teacher/members.pdf>
トップページ>大学紹介>情報公開>教員組織、教員数、各教員の学位、業績)

④ 教員検索

学部・学科ごとに所属する教員の検索ページを設け、各教員の教育研究活動に関する情報を掲載する。

(https://www.kyukyo-u.ac.jp/guidance/p_system/kensaku.php トップページ>学部・大学院>教員検索)

エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数、その他進学および就職等の状況に関すること

① アドミッション・ポリシー

学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/student/>
トップページ>大学紹介>情報公開>入学者受入れ方針、入学者数、学生数、卒業生数、進学・就職情報)

② 入学者数、在学者数、卒業生数等

大学全体、学部・学科ごとの入学定員、収容定員、入学者数、在学者数を掲載するとともに、学部ごとの卒業生数、学位授与数、進路状況を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/student/detail/#anchor01>)

トップページ>大学紹介>情報公開>入学者数、学生数、卒業生数、進学・就職状況)

オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること

① カリキュラム・ポリシー、授業科目、講義要項（シラバス）

学部・学科ごとのカリキュラム・ポリシー、カリキュラム、カリキュラムツリーを掲載するとともに、シラバス検索画面やカリキュラムマップを掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/classsubject/>)

トップページ>大学紹介>情報公開>教育課程編成方針、授業科目、講義要項（シラバス）)

② 年間授業計画

学期ごとの学事日程表を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/campuslife/schedule/> トップページ>学生生活>年間スケジュール)

カ 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

① 卒業・修了の認定に当たっての基準

学部・学科ごとのディプロマ・ポリシー、取得可能な免許・資格等を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/degree/>)

トップページ>大学紹介>情報公開>取得可能な学位、卒業・修了の認定に当たっての基準)

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

① キャンパスマップ、学内施設、附属施設

キャンパスマップ、学内施設、附属施設等を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/facility/>)

トップページ>大学紹介>情報公開>校地、校舎等の施設および設備)

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

① 学納金

学部ごとの学納金を学年別に掲載するとともに、学納金の納入方法についても掲載する。

(https://www.kyukyo-u.ac.jp/entrance/school_expenses/ トップページ>入試情報>学費・奨学金)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

① 学生生活における学生サポート

大学生活における相談窓口の案内やハラスメントに関する情報を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/campuslife/guide/> トップページ>学生生活>学生サポート)

② 就職支援

キャリア支援課就職担当の支援内容やキャリア支援課内の常備品、就職活動中の手続き方法等について掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/recruit/procedure/> トップページ>就職支援>就職活動について)

③ 奨学金

本学独自の奨学金制度および学外の奨学金制度を掲載する。

(https://www.kyukyo-u.ac.jp/entrance/school_expenses/scholarship/)

トップページ>入試情報>学費・奨学金>奨学金)

④ 国際交流

国際交流・留学支援について、姉妹校・協定校の紹介や留学希望者への支援内容を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/campuslife/international/> トップページ>学生生活>国際交流・留学支援)

コ その他

① 自己点検評価活動

大学機関別認証評価結果、および、毎年度の自己点検・評価報告書を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/report/>

トップページ>大学紹介>情報公開>自己点検評価活動)

② 教職課程

本学で取得可能な免許種、教職課程の目標、教員養成に係る組織および学部ごとの教員紹介を掲載する。

(https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/teacher_education/

トップページ>大学紹介>情報公開>教職課程)

③ 修学支援新制度に係る更新確認申請書

最新の修学支援新制度に係る更新確認申請書（様式第2号）を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/assets/introduction/information/index/check-for-updates.pdf>

トップページ>大学紹介>情報公開>修学支援新制度に係る更新確認申請書)

④ 設置認可申請書および履行状況報告書

設置認可申請書および履行状況報告書を掲載する。

(<https://www.kyukyo-u.ac.jp/introduction/information/application/>

トップページ>大学紹介>情報公開>設置認可申請書および履行状況報告書)

18. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

18.1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の活動

本学では、評議会の下に九州共立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育内容等の向上に資するため、組織的な研修および研究の取り組みを実施している。

(1) FD 研修会

教育活動に係る FD については、昨今、大学に求められている教育方法の工夫に対応した研修を効果的に実施している。研究活動に係る FD については、教員の研究活動の活性化に資するため、科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けて参考となる内容の研修を実施している。

令和4（2022）年度のFD研修会は、2回開催した。第1回FD研修会は、令和4（2022）年8月25日に「科学研究費助成事業申請等説明会」をテーマとして開催した。内容としては、令和5年度の科学研究費助成事業申請について、以前に科学研究費助成事業補助金に採択された2名の本学教員が、申請時におけるポイントや留意点などを説明するとともに、コンプライアンス推進責任者が、公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行い、情報を共有した。また、第2回FD研修会は、令和4（2022）年12月21日に、「個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の作成等について」をテーマに開催した。令和4年度から導入する個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）について、教務副部長が本学におけるティーチング・ポートフォリオの在り方、効果等を

説明のうえ、実際に作成した個人・点検評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）に基づき、作成要領等を説明した。併せて、令和5年度のシラバスについて、昨年度からの変更点および個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）を活用したシラバスの作成要領等を説明した。

(2) 授業評価アンケート

教育内容・方法の改善および学生自身の授業への取り組み等に関する問題点を明らかにし、授業改善を促すことを目的に「授業評価アンケート」を実施している。アンケートは、原則、毎学期に全授業の学生を対象に実施し、その結果をもとに授業の改善・水準の向上を図るためアンケートの集計結果は教員に示している。併せて情報公開の観点からアンケートの集計結果を学生が閲覧可能な仕組みとしている。

また、アンケートを実施した全専任教員に、アンケート集計結果を踏まえた分析・改善点を記載することとしている「個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）」の提出を義務付け、授業の振り返りや自己省察を行い、次年度の授業改善へ繋がる仕組みとしている。

令和5年度からは、学生ポータルサイト「ユニバーサルパスポート (UNIVERSAL PASSPORT)」を通じた Web アンケートへ移行し、回答する学生の負担軽減や調査の効率化および集計の迅速化に繋げることとする。

(3) 授業参観

授業参観は、他者の授業事例や手法等を確認し、参観者自らの授業の改善・充実を図るため、実施している。授業参観の対象科目は、原則、専任教員が担当する授業（ゼミは除く）とし、学部間および領域・コースは問わないこととする。参観期間は前期・後期とも設定するが、被参観者の了承のうえで期間外での実施も可とし、参観する授業回数は1回を必須とする。なお、参観後は、全専任教員に、参観結果を踏まえた分析・改善点を記載する。個人点検・評価報告書（ティーチング・ポートフォリオ）の提出を義務付けている。

18.2. スタッフ・ディベロップメント（SD）の活動

(1) 学内研修会の実施

大学運営の強化を図るため、本学職員として必要な知識・技能、および資質の向上をもって、教職協働の実現と運営能力の意識向上に資することを目的に、学内全体 SD 研修会を実施している。

併せて、学内の直面する課題や職員の養成に係るワーキンググループ等による協議や活動を通じた、課題解決や知識・技能の習得を目的とする個別 SD 研修会を実施している。

(2) 学外研修会への参加

大学職員として、実務知識の習得、能力・資質の向上を図るため、日本私立大学協会をはじめとする各分野の研修会への派遣・オンラインセミナー等を活用した職員の養成を実施している。

また、職員の経験年数や立場に応じ、必要なスキルや知識を身に付けるため、マネジメント会社が企画する階層別研修に派遣しスキルアップを図っている。

(3) 研修の情報共有

研修会参加者の復命書（参加報告）により各課で報告会を行う。また必要に応じて、事務連絡会または事務局全体で報告会を行うとともに、研修資料は閲覧し活用が可能となるよう各課で保管している。

また、階層別研修に参加した職員は、全学園の教職員が閲覧できるグループウェアを通じ、報告書の共有を図っている。

19. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

本学では、学生が学修目標を持ってキャリア形成ができるように、学生一人ひとりに適した就職支援を行い、社会の期待に応えられる人材を養成している。また、本学での学生生活および学生支援に対する満足度を高めるとともに、本学独自の学士力の向上に努め、卒業後3年以内の離職者数の減少と就職先での定着度を高めることを目的としている。

19.1. 教育課程内の取組について

本学では、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」を1年次から3年次に必修科目として配置し、初年次から継続した修学支援を行う。学生個人に寄り添った修学支援および社会人基礎力を養成することを目的とし、学生の主体的な学びの促進および学生の修学意欲の向上を図るため学修ポートフォリオを活用する。

また、学生個人に寄り添った修学支援を行うことを目的として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を3年次に必修科目として配置し、キャリア支援教育を実施する。キャリアデザインでは、大学から社会へ出るための準備を目的として、自己理解、自身の将来展望就職環境を理解、新聞の読み方、ビジネスマナー、業界セミナーへの参加、エントリーシート の書き方、面接指導まで一貫して指導を行う。

19.2. 教育課程外の取組について

本学では、福岡市教育委員会と学生サポーター派遣協定を締結し、授業や学校行事、教材づくり、休み時間、部活動など、さまざまな教育活動のサポートを行っており、こどもスポーツ教育学科においても協定の締結を予定している。

この学生サポーター派遣制度は、授業や学校行事、教材づくり、休み時間、部活動など、さまざまな教育活動を通じ、学生が教員としてのキャリアを形成するうえで貴重な経験を積むことができる。同様に、北九州市立の小学校および中学校では、学校独自にボランテ

ィアを受け入れており、当該学校の都合により学生がさまざまな体験活動を行うことができ、こどもスポーツ教育学科の学生も教育現場へ派遣し実践力を磨く機会とする。

また、学習支援センターの取り組みとして資格取得や就職内定を目指し、基礎力を身に付けたいなど学生のやる気や知識を向上させるための支援として「やる気支援」を行っている。

この「やる気支援」は、本学教員の正課の授業の空き時間を利用して行う学習支援センター主催の正課外の授業である。主な授業としては「教員採用試験対策」「日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格試験対策」など様々な科目を提供している。

19.3. 適切な体制の整備について

(1) 学内全体の取り組み

本学では、教育課程内においては、〈キャリア教育科目〉に配置する科目の調整を図るため、キャリア科目担当者会議で連絡を密にするとともに、指導体制を構築する。教育課程外においては、評議会のもとに学長を部会長とし学生支援部長、教務部長、事務局長などで構成する就職支援部会を設置し、就職実績の向上を図る。

教職課程履修者に対して、今後の学生生活における教職関係諸手続き、履修の方法等、教職課程ガイダンスを毎年4月および9月の学期始まり前に1年次から4年次まで学年ごとに行っている。特に、当該学年に行われる諸手続きや、学期末までに修得しておくべき科目の確認など教職課程担当教員と教務課員が連携して学生指導にあたる。

事前事後指導の一環として、教員として勤務している卒業生を大学へ招聘し、学校現場におけるさまざまな現状について講話してもらう機会をこれまで同様継続する。

(2) こどもスポーツ教育学科での取り組み

こどもスポーツ教育学科では、小学校教諭一種免許状の取得を柱とするが、スポーツ学科同様に中学校教諭一種免許（保健体育）、高等学校教諭一種免許（保健体育）免許の取得も可能であるためそれぞれの履修に際して綿密な調整を図っておく必要がある。

この調整は教職課程委員会のもとに小学校教員養成部会（仮称）、中学高校教員養成部会（仮称）を設置し、カリキュラムに関すること、履修指導に関すること、教育実習・介護等体験に関すること等について協議する。